

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【計算期間】	第1期中(自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)
【発行者名】	全共連第4回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	北川 久芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所
【電話番号】	(03)5219-8777(代表)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【管理資産を構成する資産の状況】

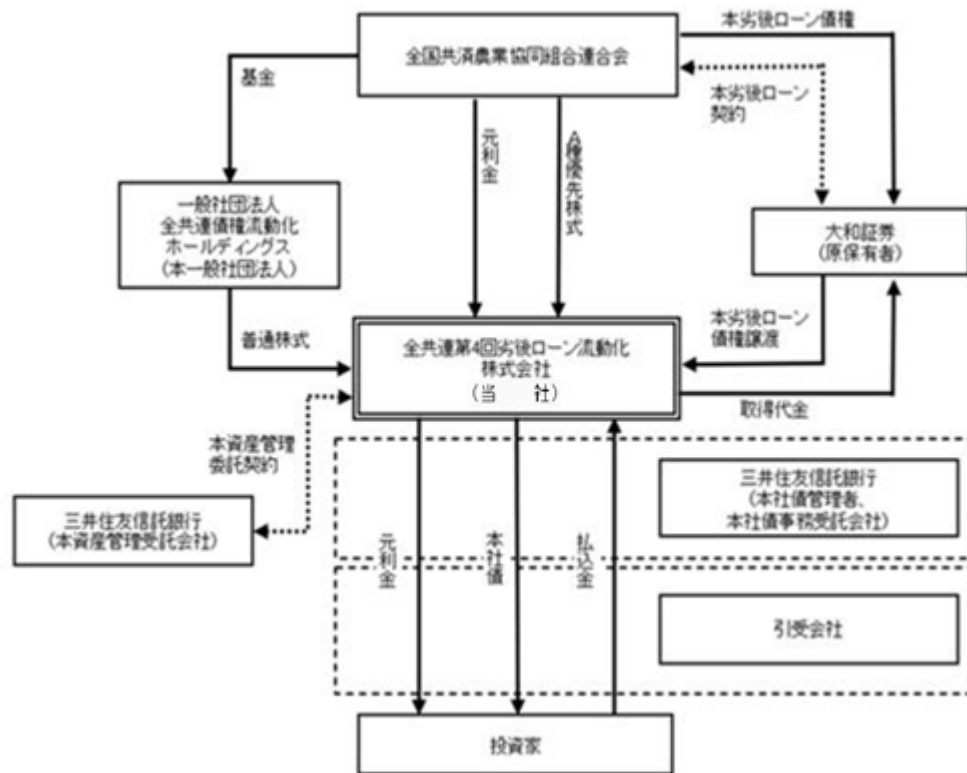
### (1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

#### 振替社債

- a 全共連第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)(以下「本社債」といいます。)は、その全部において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)(以下「社債等振替法」といいます。)の規定の適用を受け、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針(以下、これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を「業務規程等」と総称します。)に従って取り扱われるものとし、
- b 本社債が社債等振替法の規定の適用を受けることができない場合及び社債等振替法に従い本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券(以下「本社債券」といいます。)が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は、1,000万円の種類とし、その記名式への変更はしません。

#### 管理資産の流動化の基本的仕組み

##### 仕組みの概要



- a 全共連第4回劣後ローン流動化株式会社(以下「当社」といいます。)は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。))に基づき2025年7月31日に日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。)(以下「一般法人法」といいます。))に基づき設立された一般社団法人全共連債権流動化ホールディングス(以下「本一般社団法人」といいます。))によって保有されています。
- b 当社は、株式会社日本格付研究所から2025年8月26日付で本社債につき予備格付を取得し、2025年9月22日付で本社債につき本格付を取得しました。
- c 大和証券株式会社(以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。))は、2025年9月11日付で大和証券及び全国共済農業協同組合連合会(以下「JA共済連」といいます。))の間で締結された劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(以下「本劣後ローン契約」といいます。))に基づき、2025年9月22日(以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。))付で500億円をJA共済連に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利(以下「本劣後ローン債権」といいます。))をJA共済連に対して取得しました。

- d 当社は、2025年9月11日付で大和証券及び当社の間で締結された劣後ローン債権譲渡契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。)に基づき、2025年9月22日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けました。本劣後ローン債権の取得資金は本社債の発行によって調達しました。かかる本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連の上記本劣後ローン債権の譲渡実行日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、JA共済連による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を幹事会社とする引受会社が引受を行いました。
- g 本社債は一般募集です。
- h 本社債及び本劣後ローン債権の利率は同率であり、いずれも年2回利息支払が行われ、その元金は、それぞれ最終償還日(以下に定義されます。)及び本劣後ローン最終弁済日(以下に定義されます。)に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、当社がJA共済連から本劣後ローンの元本が期限前弁済される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、当社は、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(e)の記載に従い本社債買入消却を行うことができ、この場合、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「弁済の方法及び期限」(b)( )「本社債買入消却に伴う弁済」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前弁済されます。本社債に基づく債務の履行は、会社法その他適用法令に従い本劣後ローン債権等より得られる金銭をもって行うことが予定されています。
- i 当社は、2025年9月11日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社(以下「本資産管理受託会社」といいます。)の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本半期報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日につき、当該各利率改定日の翌日(当日を含みます。)から次の利率改定日(当日を含みます。)までのそれぞれの期間をいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法(昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、大和証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、野村證券及びSMB C日興証券を総称していいます。

「業務規程等」とは、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払の方法及び制限」(e)「グロスアップ」の記載に基づきJA共済連が追加の支払を義務付けられ、又

は義務付けられることとなり、且つ、かかる義務が、JA共済連のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息のうち、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記「利率」記載の利率により後記「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である大和証券をいいます。

「口座管理機関」とは、業務規程等に定める口座管理機関をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ウェブサイト内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」([https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest\\_rate/jgbcm.csv](https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv)) (その承継ファイル及び承継ページを含みます。)又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「最終償還日」とは、2055年9月22日をいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令(平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「支払余力比率」とは、その時点において有効な農業協同組合法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「資本事由」とは、農業協同組合連合会等の支払能力の充実状況に関する農業協同組合法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果(経過措置(グランドファザリング)又はこれに類する規定の効果は考慮されます。)、本劣後ローンが農業協同組合法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、JA共済連のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センター、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか(本定義において、以下「格付機関」といいます。)が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、( )本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は、( )本劣後ローンについて、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合をいいます。

- 「資本性変更事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。
- 「資本不足事由」とは、(a)( )JA共済連の支払余力比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、( )当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、JA共済連の支払余力比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(b)農林水産省若しくはその他権限のある監督官庁からJA共済連に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。
- 「出資金勘定」とは、本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定をいいます。
- 「償還日」とは、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。
- 「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、JA共済連に課される法人税の計算において本劣後ローン利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、JA共済連のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。
- 「税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。
- 「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務、本社債に係る当社の債務及び当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。
- 「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。
- 「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。
- 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
  - 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
  - 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
  - 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
  - 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。
- 「当初利率適用期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2035年9月22日（当日を含みます。）までの期間をいいます。
- 「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- 「農業協同組合法」とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。その後の改正を含みます。）をいいます。

- 「農業協同組合法施行規則」とは、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- 「野村証券」とは、野村証券株式会社をいいます。
- 「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- 「払込期日」とは、2025年9月22日をいいます。
- 「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。
- 「本格付機関」とは、JCRをいいます。
- 「本資産管理委託契約」とは、2025年9月11日付で当社及び三井住友信託銀行の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。
- 「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。
- 「本社債買入消却」とは、当社による本社債の買入消却をいいます。
- 「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、JA共済連と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関して行う事前の書面による合意をいいます。
- 「本社債管理委託契約」とは、2025年9月11日付で当社及び三井住友信託銀行の間で締結された全共連第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）社債管理委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。
- 「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。
- 「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設した口座又は開設する口座をいいます。
- 「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記（2）「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「弁済の方法及び期限」(b)( )「JA共済連の選択による弁済」の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。
- 「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記（2）「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「弁済の方法及び期限」(b)( )「JA共済連の選択による弁済」の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。
- 「本社債事務委託契約」とは、2025年9月11日付で当社及び三井住友信託銀行の間で締結された全共連第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）事務委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。
- 「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。
- 「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。
- 「本社債税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行う本社債税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記「利払日及び利息支払の方法」aの記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本引受契約」とは、2025年9月11日付で当社、JA共済連及び幹事会社の間で締結された全共連第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)引受契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2025年9月22日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン期限前弁済」とは、本劣後ローンの元本の期限前弁済をいいます。

「本劣後ローン基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、JA共済連が、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、(a)資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は(b)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、既に経過した期間に係る本劣後ローン利息のうち、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローン利息をいい、その対象となる計算期間について後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払の方法及び制限」(a)「利息支払の方法」( )の記載に従って計算されるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、2025年9月11日付で、大和証券及びJA共済連の間で締結された劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン後順位劣後債務」とは、JA共済連の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示されたJA共済連の債務をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づく、JA共済連に対する劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、2025年9月11日付で、大和証券及び当社の間で締結された劣後ローン債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン最終弁済日」とは、2055年9月22日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、JA共済連の劣後ローンの元利払債務及びこれに関連する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び本劣後ローン後順位劣後債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆるJA共済連の債務をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、JA共済連の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示されたJA共済連のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これに限られません。 )。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本半期報告書提出日現在、下記の契約に係るJA共済連の債務があります。

- (a) 全共連第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2021年10月15日)
- (b) 全共連第2回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2022年10月7日)
- (c) 全共連第3回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2023年10月20日)
- (d) 2025年3月10日付で締結した金銭消費貸借契約(劣後特約付きタームローン契約)及びこれに関する一切の変更契約

「本劣後ローン任意停止」とは、JA共済連が、その裁量により、本劣後ローン基準日までに当社に対し通知を行うことにより、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン任意弁済日」とは、いずれかの利率改定日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン弁済日」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「弁済の方法及び期限」(a)又は(b)の記載に基づき本劣後ローンが弁済されるべき日をいいます。

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローンの元本の弁済を行うために充足すべき要件をいいます。本劣後ローン弁済要件は、(a)当該弁済を行った後においてJA共済連が十分な支払余力比率を維持することができると見込まれること、又は(b)JA共済連が当該弁済額以上の額の資本調達を行うことを条件とし、且つ、農林水産省の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足する場合に充足されます。

「本劣後ローン未払残高」とは、本劣後ローンに関してその時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払の方法及び制限」(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払の方法及び制限」(a)「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算期間」とは、各本劣後ローン利払日について、当該本劣後ローン利払日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)に開始し当該本劣後ローン利払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)に終了する期間をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2026年3月22日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年3月22日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日及び9月22日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) JA共済連について、清算手続(農業協同組合法に基づく清算手続を含みます。)が開始された場合。

- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、JA共済連について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、JA共済連について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(c)による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (d) JA共済連について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由(本社債)」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払の方法及び制限」(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「利息計算基準日」とは、2025年9月22日を第1回として、その後毎年3月22日及び9月22日をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2026年3月22日を第1回とし、その後毎年3月22日及び9月22日をいいます。

「利率改定日」とは、2035年9月22日及びその5年後ごとの応当日のそれぞれをいいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日の直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件(当社劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) JA共済連の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又はJA共済連に知っている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、農業協同組合法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) JA共済連の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) JA共済連の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) JA共済連に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由(本社債)を総称していいます。

「A種優先株式」とは、当社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従ってJA共済連に発行したA種優先株式をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「S M B C日興証券」とは、S M B C日興証券株式会社をいいます。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

a 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は当社の資産であり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本劣後ローン債権を含む当社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の弁済による回収金は当社の元金償還勘定において保管され、本社債管理委託契約に記載されている方法及び順序によってのみ利用することが可能とされています。

b 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、当社の普通株式及びA種優先株式の払込金は当社の本社債関連口座内の出資金勘定において管理され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

## a 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、且つ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払はJA共済連が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還はJA共済連が支払う本劣後ローンの元本の弁済金によって行われることとなりますが、本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、JA共済連による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専らJA共済連の信用力に依存しており、その時々JA共済連の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

なお、JA共済連の財務状況については、後記3「発行者及び関係法人情報」(2)「原保有者その他関係法人の概況」「その他関係法人の概況」をご参照下さい。

これらのリスク要因については、JA共済連の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

## b 本社債の元金の償還に関するリスク

## (a) 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金の償還は、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び同(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2055年9月22日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還することを予定しています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローンの元本は、本劣後ローン弁済要件を充足した場合に限り、本社債の最終償還日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済するものとされています。本劣後ローン最終弁済日に本劣後ローン弁済要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終弁済日は次の本劣後ローン利払日まで延長され、その後も同様とするものとされています。

以上から、本劣後ローン最終弁済日において本劣後ローン弁済要件を充足できない場合には、本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローンの元本の弁済を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われなないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

## (b) 当社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の弁済若しくは利息の支払が行われなかった場合、JA共済連が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の弁済は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

## (c) 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローンの元本の期限前弁済が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、JA共済連は、その選択により、2035年9月22日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を期限前弁済することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を期限前弁済することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従いJA共済連が本劣後ローンの期限前弁済を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は当社及びJA共済連を含む如何なる当事者も行いません。なお、本劣後ローン契約に従ったJA共済連による本劣後ローンの期限前弁済はいずれもJA共済連の権利であり、JA共済連に期限前弁済を義務付けるものではなく、JA共済連がかかる権利を行使して期限前弁済を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及びJA共済連に対して本劣後ローンの期限前弁済を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### c 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、JA共済連による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びにJA共済連の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。

当社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、JA共済連は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、JA共済連が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、JA共済連による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びにJA共済連の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延べに係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高がJA共済連から支払われない限り、当該繰延べが生じた後においても支払われませんが、JA共済連は、本劣後ローン最終弁済日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、JA共済連による剰余金の配当並びに持分の払戻し及び譲受けは禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、JA共済連が剰余金の配当並びに持分の払戻し及び譲受けを行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、JA共済連による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### d 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。また、当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(当社劣後事由)が

成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c)(b)及び(d)に掲げるもの以外の)更生債権、(d)約定劣後更生債権、(e)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(f)(e)に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、債務者について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、JA共済連が法人として解散又は倒産した場合においては、当社が本劣後ローン債権の元利金の支払につきJA共済連の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、JA共済連が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、JA共済連が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びにJA共済連及び当社の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

#### e 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えています。

- (a) 原保有者及び当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること。
- (b) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が当社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと。
- (c) 本劣後ローン債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと。
- (d) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。
- (e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本劣後ローン債権の譲渡についてはJA共済連の確定日付ある証書による承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

## f 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が、本社債の元金全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下のことを約束しています。

(a) 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

(b) 当社は、当社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。

(c) 当社は、( )本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は後記(d)に記載する業務及びその付帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)且つ( )本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。当社は、かかる債務負担行為をする場合には、その旨及びその内容につき、事前に本社債管理者に通知しなければなりません。

(d) 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

## g 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(本gにおいて、以下「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けました。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となる場合があります。

これらの場合において、JA共済連は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、JA共済連以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人がJA共済連その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又はJA共済連その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があります。その結果、当社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

## h 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記d「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、当社の普通株式(以下「本普通株式」といいます。)は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全てJA共済連に保有されます。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、且つ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決

議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び株式会社東京共同会計事務所(以下「事務受託者」といいます。)は、本一般社団法人及び事務受託者が当社及び本社債管理者に対して差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのある如何なる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、後記「倒産手続の放棄等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

i 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。)までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。本劣後ローンの元本の弁済までの期間は50年を超える可能性があるため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

j 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び事務受託者は、前記h「当社の破産等に伴うリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が当社及び本社債管理者に対して差し入れた誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束していますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から当社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として当社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約しています。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものとは考えていません。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本一般社団法人との契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと当社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を

行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る会社等に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

k 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することに伴うリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式、全共連第1回劣後ローン流動化株式会社、全共連第2回劣後ローン流動化株式会社及び全共連第3回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、前記h「当社の破産等に伴うリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が当社及び本社債管理者に対して差し入れた誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、且つ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、且つ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

l 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する特別清算手続、破産手続、更生手続又は再生手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、前記f「当社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

m 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されています。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、JA共済連は、その選択により、残存する本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記b「本社債の元金の償還に関するリスク」(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

n 税制の変更等に関するリスク

本半期報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、当社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、JA共済連は、その選択により、残存する本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記b「本社債の元金の償還に関するリスク」(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

o 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記b「本社債の元金の償還に関するリスク」(a)「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及びc「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延長により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延長によっても、JA共済連の剰余金の配当並びに持分の払戻し及び譲受けは禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### p 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、当社及びJA共済連の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に、市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落し、逆に市場の金利水準が低下する過程では本社債の価格は上昇することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### q 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還(期限前償還を含みます。)、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他JA共済連から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知(以下「本社債JA共済連関連通知」といいます。 )は、全て、JA共済連から本劣後ローン債務の弁済(期限前弁済を含みます。)、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他のJA共済連から通知される事項に関する通知(以下「本劣後ローンJA共済連関連通知」といいます。 )を当社が受領した後に行われます。従って、JA共済連が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローンJA共済連関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債JA共済連関連通知は、かかるJA共済連の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### 期限前償還

本社債の元金は、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

#### 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

#### 利息支払の停止

本社債の利息は、後記「利払日及び利息支払の方法」f「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

#### 倒産手続の放棄等

- a 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、特別清算手続開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、第三者による申立てに対し参加、同意等もしないものとされています。
- b 本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金その他の債務の履行は、当社の財産（本において、以下「本責任財産」といいます。）のみを責任財産として、且つ、本社債管理委託契約に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。
- c 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとされています。

#### 劣後条件等

- a 劣後特約（当社劣後事由）  
当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。
- b 劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））  
当社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。
- c 上位債権者に対する不利益変更の禁止  
本社債要項の各条項は、如何なる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、当社上位債務に係る債権を有する全ての者及びJA共済連に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。
- d 劣後特約に反する支払の禁止  
劣後事由発生後、劣後支払条件（当社劣後事由）及び劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還するものとされています。
- e 相殺禁止  
(a) 当社について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。  
(b) 本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

#### 本社債に関する信用格付

本社債について、当社は、JCRからAA-の予備格付を2025年8月26日付で取得し、また、JCRからAA-の本格付を本社債の払込期日に取得しました。なお、2026年2月末日においても当格付に変更がないことを本格付機関のホームページで確認しております。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

#### 振替機関に関する事項

本社債の振替機関は、保管振替機構です。

#### 利率

- a 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2035年9月22日(当日を含みます。)までは年2.801%とし、(b)2035年9月22日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.240%(年率)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。
- b 前記a(b)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示されている5年国債金利をいいます。
- ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合、又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に当社は全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本bにおいて、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。
- 提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数点以下第4位を四捨五入します。本bにおいて以下同じです。)を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)に国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。
- 当社は、本社債管理者に前記a(b)及び本bに定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。
- 本bにおける「参照国債ディーラー」とは、当社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。
- 本bにおける「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。
- c 当社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日(当日を含みます。)から5銀行営業日以内に、前記a(b)及びbにより決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

#### 利払日及び利息支払の方法

- a 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2026年3月22日を第1回の利払日としてその日(当日を含みます。)までの分を支払い、その後毎年3月22日及び9月22日にその日(当日を含みます。)までの前半か半分を支払います。
- b 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- c 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

- d 本社債の償還日以降、当該償還額(本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)( )当該償還日において残存する経過利息又は( )当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- e 本社債利息及び経過利息の支払については、前記aからdまでのほか、後記f「利息支払の停止」及びg「未払残高の支払」並びに前記「劣後条件等」a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」に従います。
- f 利息支払の停止  
当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。
- g 未払残高の支払  
(a) 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(a)の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。  
(b) 当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されず。  
(c) 未払残高の支払については、本g「未払残高の支払」の記載のほか、前記「劣後条件等」a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

#### 償還期限及び償還の方法

##### a 償還価額

各本社債の金額100円につき金100円

##### b 償還の方法及び期限

- (a) 本社債の元金は、後記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「弁済の方法及び期限」(a)の記載に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、前記「利率」a(b)に記載の利率による利息が発生するものとします。当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「弁済の方法及び期限」(a)の記載に基づく本劣後ローン弁済要件の充足の有無の通知を受領後、速やかに(但し、最終償還日(延長後の最終償還日を含みます。以下本(a)において同じです。)より30日以上60日以内の事前に)、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日における本社債の元金の償還の有無及び最終償還日が延長される場合はかかる延長後の最終償還日を通知するものとします。
- (b) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「弁済の方法及び期限」(b)の記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (c) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「弁済の方法及び期限」(b)の記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の

事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

- (d) 前記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (e) 本社債買入消却は、払込期日の翌日以降、前記「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの弁済がJA共済連と当社間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。
- (f) 本社債の償還又は本社債買入消却については、本b「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記「劣後条件等」a「劣後特約(当社劣後事由)」及び同b「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

## (2)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

### 本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡されたJA共済連に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

#### a 金額

金500億円

#### b 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

#### c 実行日

本劣後ローン貸付実行日

#### d 本劣後ローン最終弁済日

2055年9月22日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいい、後記e「弁済の方法及び期限」(a)の記載に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

#### e 弁済の方法及び期限

(a) 本劣後ローンの元本は、後記(b)の記載に基づき期限前弁済される場合を除き、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済します。

本劣後ローン弁済要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終弁済日に弁済されない場合、本劣後ローン最終弁済日は次の本劣後ローン利払日まで延長され、その後も同様とし、かかる延長が継続する間も後記g「利息支払の方法及び制限」(a)「利息支払の方法」に従って利息が発生するものとします。

JA共済連は、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン弁済要件の充足の有無につき、本劣後ローン最終弁済日(延長後の本劣後ローン最終弁済日を含みます。)より30日以上60日以内の事前の通知を行うものとします。本劣後ローン弁済要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとします。

(b) JA共済連は、以下の場合において本劣後ローンを弁済することができます。

##### ( ) JA共済連の選択による弁済

JA共済連は、その選択により、本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(本劣後ローン弁済要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。)を行うことにより、本劣後ローン任意弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、本劣後ローン任意弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

##### ( ) 資本事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日である資本事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行

うことにより、資本事由弁済日時時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

( ) 資本性変更事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日である資本性変更事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本性変更事由弁済日時時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

( ) 税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日である税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由弁済日時時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

( ) グロスアップ事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日であるグロスアップ事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、グロスアップ事由弁済日時時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)からグロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

( ) 本社債税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日である本社債税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本社債税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債税制事由弁済日時時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

( ) 本社債買入消却に伴う弁済

本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、JA共済連と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、JA共済連は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を弁済し、本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローン利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高(本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限り)を支払います。

JA共済連が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の弁済として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の弁済に伴い、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が弁済されたものとみなされ、且つ、本社債買入消却に

よって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息(経過利息を含みます。)  
及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

- (c) 前記(a)又は(b)に基づき本劣後ローンが弁済されるべき日である本劣後ローン弁済日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン弁済日(当日を含みます。)までの本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (d) 本劣後ローンの元本の弁済については、本e「弁済の方法及び期限」の記載のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

#### f 利率

- (a) 本劣後ローンの利率は、( )当初利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間については年2.801%とし、( )2035年9月22日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.240%(年率)と同率を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回しません。

- (b) 前記(a)( )における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示されている5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合、又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に本劣後ローン貸付人は全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本項において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数点以下第4位を四捨五入します。本(b)において以下同じです。)を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利とします。

本(b)における「参照国債ディーラー」とは、本劣後ローン貸付人が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると思われる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

本(b)における「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから本劣後ローン貸付人が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

- (c) 本劣後ローン貸付人は、利率決定日に、前記(a)( )及び前記(b)に定める各利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該各利率をJA共済連に書面で通知します。

#### g 利息支払の方法及び制限

##### (a) 利息支払の方法

( ) 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記f「利率」(a)( )に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に、前記f「利率」(a)( )に基づき決定される利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

( ) 前記( )に別段の定めがある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

( ) 本劣後ローン弁済日以降、当該弁済額(本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る本劣後ローン利息は発生しないものとします。なお、(イ)当該本劣後ローン弁済日において残存する本劣後ローン経過利息又は(b)当該本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び(ロ)本劣後ローン未払残高は、前記e「弁済の方法及び期限」の記載に従い弁済とともに支払われます。

( ) 本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本g「利息支払の方法及び制限」の記載のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(b) 利払いの任意停止

JA共済連は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日まで本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(c) 利払いの強制停止

JA共済連は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、( )資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は( )本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日まで本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

(d) 本劣後ローン未払残高の支払

( ) JA共済連は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、10銀行営業日以上20銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、また、本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

( ) 前記( )、前記(b)「利払いの任意停止」及び(c)「利払いの強制停止」並びに後記h「本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、JA共済連は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については本劣後ローン借入人が適当と認める方法により行うもの)とします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

( ) JA共済連が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

( ) 本劣後ローン未払残高の支払については、本(d)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(e) グロスアップ

JA共済連は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。JA共済連が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、JA共済連は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、JA共済連は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

h 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

JA共済連が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は前記g「利息支払の方法及び制限」(a)「利息支払の方法」から(e)「グロスアップ」までの記載に従って本劣後ローン利息の支払が停止している場合、JA共済連は、本劣後ローン同順位劣後債務又は本劣後ローン後順位劣後債務(かかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還、弁済又は買入消却を行うこと、又はJA共済連の子会社をして行わせることはできません。但し、JA共済連による剰余金の配当並びに持分の払戻し及び譲受けは禁止されません。

i 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローンの元本の弁済並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

j 劣後条件等

(a) 劣後特約

JA共済連は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

(b) 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、如何なる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、JA共済連に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(c) 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちにJA共済連に返還します。

(d) 相殺の禁止

JA共済連について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就されない限りは、本劣後ローン貸付人は、JA共済連に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

k 事実の表明及び保証

JA共済連は本劣後ローン貸付人に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反と相当因果関係を有する本劣後ローン貸付人の被った全ての損害、損失及び費用についてJA共済連は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) JA共済連は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する農業協同組合連合会です。

(b) JA共済連は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。

(c) JA共済連による本劣後ローン契約の締結及び履行は、農業協同組合法その他JA共済連に適用がある法令、規則、通達、JA共済連の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又はJA共済連を当事者とする若しくはJA共済連が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、JA共済連の財産若しくは事業の上優先特権、担保権その他の負担(本劣後ローン契約に基づき大和証券のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

(d) JA共済連による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、JA共済連の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み且つ有効です。

(e) 本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、JA共済連から本劣後ローン貸付人に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点におけるJA共済連の状態を適切且つ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、JA共済連の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本劣後ローン貸付人に対して書面で開示されています。

(f) JA共済連に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

(g) 本劣後ローン契約に基づき、JA共済連から本劣後ローン貸付人に対し提供された情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実且つ正確であり、JA共済連は本劣後ローン貸付人にとり重要と思われる情報を削除又は省略していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日時時点で残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。

(h) JA共済連を当事者とする又はJA共済連が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼし得る債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由(これらの事由には、( )支払の停止、破産手続開始再生手続開始の

申立てがあったこと、( )共済事業承認取消の処分を受け、若しくは解散したこと、( )農業協同組合法第94条の2第2項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令が行われ、且つ、債務超過であることが判明したこと等を含みますが、これらに限られません。)は発生、継続しておらず、かかる事由はJA共済連による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

#### l 本劣後ローン貸付人に対する支払

本劣後ローン契約に別段の定めある場合を除き、JA共済連が、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン貸付人に対して支払うべき金銭の一部のみを支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローンの利息、本劣後ローンの元本の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

m 本劣後ローン債権のJA共済連による利息の支払及び元本の弁済に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

n 本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、大和証券による買戻し等)は定められていません。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

#### 管理資産の管理

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である大和証券が貸付金の貸付をJA共済連に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、当社及びJA共済連に対して、自らが、その保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2025年9月11日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、本劣後ローン貸付人に対し、前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」k「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記3「発行者及び関係法人情報」(1)「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

JA共済連による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン弁済日において、当社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローンの元本の弁済による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、三井住友信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

なお、当社は、管理資産である本劣後ローン債権の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該資産又は他の資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定していません。

本に記載される事項のほか管理資産たる本劣後ローンの元本の弁済及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

#### (3)【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2025年12月	50,386,878千円	-千円	-%

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金合計額をいいます。

## (4) 【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自 2025年7月31日 至 2025年12月31日
(1) 収益 金融収益	386,878千円
(2) 費用	430,935千円
(3) 期末残高 元本金額の期末残高	50,000,000千円
(4) 元本金額の期末残高に 占める収益額の比率	0.77%
(5) 元本金額の期末残高に 占める費用額の比率	0.86%

## (5) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

## (6) 【投資リスク】

当中間計算期間において、有価証券届出書に記載した「投資リスク」について重要な変更はありません。

当中間計算期間において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象は存在しません。

なお、上記に記載される将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものです。

## 2【管理資産の経理状況】

## (1)【主な資産の内容】

	当中間会計期間末 2025年12月31日
管理資産残高	50,386,878千円
元本相当部分	50,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	386,878千円
証券所有者への利息支払基金の残高	-千円
証券所有者への元本償還基金の残高	-千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	-千円

## 3【発行者及び関係法人情報】

## (1)【発行者の状況】

## 【発行者の概況】

## a 主要な経営指標等の推移

回次	第1期中
決算年月	2025年12月
営業収益 (千円)	386,878
経常損失 ( ) (千円)	44,056
中間純損失 ( ) (千円)	44,452
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-
資本金 (千円)	573,550
発行済普通株式数 (株)	2
発行済優先株式数 (株)	22,940
純資産額 (千円)	1,102,647
総資産額 (千円)	51,493,184
1株当たり純資産額 (円)	22,176,332.00
1株当たり中間純損失 ( ) (円)	22,226,332.00
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	-
1株当たり配当額 (円)	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	( - )
自己資本比率 (%)	2.1
自己資本利益率 (%)	-
配当性向 (%)	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	368,605
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,147,000
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	778,494
従業員数 (名)	-

(注1) 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

(注2) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注3) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注4) 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。

## b 事業の内容

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## c 関係会社の状況

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

## d 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

## e 株式等の状況

## (a) 株式の総数等

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

	種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容(注1)
	発行済 株 式	普通株式	2	2	該当なし
A種優先株式		22,940	22,940	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款において、会社法第108条第1項第1号(注2)、第2号(注3)及び第3号(注4)に掲げる事項について定めています。</li> <li>・定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。</li> <li>・定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。</li> </ul>
計		22,942	22,942		

(注1) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項(譲渡による株式の取得について当社の承認を要すること)を定めています。

(注2) 定款において、当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」といいます。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)又は普通株式の登録株式質権者(以下普通株主と総称して「普通株主等」といいます。)に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金(以下「A種優先配当金」といいます。)を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

- (注3) 定款において、当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。
- (注4) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

- (b) 新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

- (c) 発行済株式総数、資本金等の推移  
当社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)
2025年7月31日 (注1)	普通株式 2	普通株式 2	50,000	50,000	50,000	50,000
2025年9月17日 (注2)	A種優先株式 22,940	A種優先株式 22,940	573,500,000	573,500,000	573,500,000	573,500,000

(注1) 発起人への割当 発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円

(注2) 有償第三者割当 発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円

- (d) 大株主の状況

- ( ) 普通株式の株主の状況

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
一般社団法人全共連債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内	2	100
計		2	100

- ( ) A種優先株式の株主の状況

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目7番9号	22,940	100
計		22,940	100

- (e) 議決権の状況

- ( ) 発行済株式

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	22,940		A種優先株式
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	2	2	普通株式
単元未満株式			
発行済株式総数	22,942		
総株主の議決権		2	

(注) A種優先株式の株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。



## ( ) 自己株式等

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式数に対する所有株式数の割合(%)
該当事項なし					

## (f) 役員の状況

有価証券届出書の提出日後、本半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 【事業及び営業の状況】

## a 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

## b 事業等のリスク

本「事業及び営業の状況」及び後記「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)については、前記1「管理資産を構成する資産の状況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものです。

## c 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

## (a) 経営成績等の状況の概要

当社の当中間会計期間の業績は、営業収益386,878千円、営業損失44,056千円、中間純損失は44,452千円となりました。

当中間会計期間末における資産の残高は51,493,184千円となりました。主な資産は本劣後ローン債権50,000,000千円です。

当中間会計期間末における負債の残高は50,390,536千円となりました。主な負債は本社債50,000,000千円です。

## (b) キャッシュ・フローの状況

当社の当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、778,494千円となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、本社債の発行による収入があったものの、本劣後ローン債権の取得等による支出により、368,605千円の資金減少となりました。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の財務活動におけるキャッシュ・フローは、A種優先株式の発行による収入により1,147,000千円の資金増加となりました。

## (c) 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

## (d) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

当社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析及び資本の財源並びに資金の流動性については、前記1「管理資産を構成する資産の状況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されておりますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものです。

## d 重要な契約等

該当事項はありません。

## e 研究開発活動

該当事項はありません。

## 【設備の状況】

## a 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有していません。

## b 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

なお、中間財務諸表作成初年度であるため、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書の比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年7月31日から2025年12月31日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社及び関連会社を有しておらず、中間連結財務諸表は作成しておりません。

## 【中間財務諸表】

## イ【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025年12月31日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	778,494
前払費用	4,098
未収利息	386,878
流動資産合計	1,169,471
固定資産	
投資その他の資産	
買入貸付債権	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000
固定資産合計	50,000,000
繰延資産	
社債発行費	323,712
繰延資産合計	323,712
資産の部合計	51,493,184
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払費用	387,631
未払法人税等	2,905
流動負債合計	390,536
固定負債	
社債	50,000,000
固定負債合計	50,000,000
負債の部合計	50,390,536
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	573,550
資本剰余金	
資本準備金	573,550
資本剰余金合計	573,550
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	44,452
利益剰余金合計	44,452
株主資本合計	1,102,647
純資産の部合計	1,102,647
負債及び純資産の部合計	51,493,184

## 口【中間損益計算書】

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)
営業収益	
金融収益	386,878
営業収益合計	386,878
営業費用	
金融費用	1 389,591
販売費及び一般管理費	2 41,344
営業費用合計	430,935
営業損失( )	44,056
経常損失( )	44,056
税引前中間純損失( )	44,056
法人税、住民税及び事業税	395
法人税等合計	395
中間純損失( )	44,452
前期繰越利益又は前期繰越損失( )	-
中間未処分利益又は中間未処理損失( )	44,452

## 八【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50	50	50	-	-	100	100
当中間期変動額							
新株の発行	573,500	573,500	573,500			1,147,000	1,147,000
中間純損失( )				44,452	44,452	44,452	44,452
当中間期変動額合計	573,500	573,500	573,500	44,452	44,452	1,102,547	1,102,547
当中間期末残高	573,550	573,550	573,550	44,452	44,452	1,102,647	1,102,647

## 二【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
買入貸付債権の取得による支出	50,000,000
社債の発行による収入	50,000,000
社債発行費	326,425
その他の営業支出	42,180
小計	368,605
法人税等の支払額	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	368,605
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	
優先株式の発行による収入	1,147,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,147,000
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	778,394
現金及び現金同等物の期首残高	100
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,778,494

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)	
1. 繰延資産の処理方法 社債発行費	定額法により社債発行期間内である30年間で均等償却を行っております。
2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

## (中間損益計算書関係)

## (1) 金融費用の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当中間会計期間 (自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)	
社債利息	386,878千円
社債発行費償却	2,712千円

## (2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当中間会計期間 (自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)	
業務委託手数料	985千円
資産管理手数料	273千円
社債管理手数料	684千円
支払手数料	24千円
租税公課	39,365千円
なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
優先株式	-	22,940株	-	22,940株
合計	2株	22,940株	-	22,942株

(注) 優先株式の株式数22,940株は、A種優先株式の発行による増加です。

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当項目はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

(1) 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間  
(自 2025年7月31日  
至 2025年12月31日)

現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。

(リース取引関係)

該当項目はありません。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(2025年12月31日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入貸付債権	50,000,000	48,452,300	1,547,700
資産計	50,000,000	48,452,300	1,547,700
(1) 社債	50,000,000	48,452,300	1,547,700
負債計	50,000,000	48,452,300	1,547,700

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

該当項目はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(2025年12月31日)

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 買入貸付債権	-	48,452,300	-	48,452,300
資産計	-	48,452,300	-	48,452,300
(1) 社債	-	48,452,300	-	48,452,300
負債計	-	48,452,300	-	48,452,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資産

(1) 買入貸付債権

買入貸付債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております(下記負債(1)参照)。

負債

(1) 社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格を基に算定した価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当項目はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当項目はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当項目はありません。

(持分法損益等)

該当項目はありません。

(企業結合等関係)

該当項目はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)

当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。その為、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
全国共済農業協同組合連合会	386,878	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1. 1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は次の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2025年7月31日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純損失( )	22,226,332円00銭
(算定上の基礎)	
中間純損失( ) (千円)	44,452
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純損失( ) (千円)	44,452
期中平均普通株式数 (株)	2

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りであります。

	当中間会計期間 (2025年12月31日)
1株当たり純資産額	22,176,332円00銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	1,102,647
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,147,000
(うち優先株式) (千円)	1,147,000
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	44,352
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数 (株)	2

## (重要な後発事象)

該当項目はありません。

## 【その他】

該当事項はありません。

## (2) 【原保有者その他関係法人の概況】

## 【原保有者の概況】

## 【大和証券株式会社】

## 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## a 名称

大和証券株式会社

## b 資本金の額

100,000百万円(2025年3月31日現在)

## c 事業の内容

金融商品取引業

## 【関係業務の概要】

管理資産である当社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

## 【資本関係】

該当事項はありません。

## 【その他】

該当事項はありません。

**【その他関係法人の概況】****【三井住友信託銀行株式会社】****【名称、資本金の額及び事業の内容】**

## a 名称

三井住友信託銀行株式会社

## b 資本金の額

342,037百万円(2025年9月30日現在)

## c 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

**【関係業務の概要】**

本社債の社債管理者であり、かつ、当社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けています。

**【資本関係】**

該当事項はありません。

**【その他】**

該当事項はありません。

**【全国共済農業協同組合連合会】****【名称、資本金の額及び事業の内容】**

- a 名称  
全国共済農業協同組合連合会（愛称：JA共済連）
  
- b 出資金の額  
756,537百万円（2025年9月30日現在）
  
- c 事業の内容  
共済事業

**【関係業務の概要】**

JA共済連は、本劣後ローン債権の債務者です。また、JA共済連は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、当社のA種優先株式を全て取得しています。

**【資本関係】**

該当事項はありません。

**【その他】**

該当事項はありません。

**【JA共済連の概況】**

JA共済連の2024年度(2024年4月1日~2025年3月31日)の決算2025年度上半期(2025年4月1日~2025年9月30日)の業績は以下のとおりです。なお、以下に掲げられた「令和6年度 JA共済連の決算概要」及び「令和7年度上半期業績報告」の全部又は一部については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。

# 令和6年度 J A 共済連の決算概要

## 《目次》

1. 事業成績	3
(1) 新契約高	
(2) 保有契約高(長期共済)	
(3) 解約・失効率の状況	
(4) 共済金支払実績	
2. 主な経営指標等	7
(1) 資産の状況	
(2) 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率	
(3) 基礎利益	
(4) 実質純資産額	
3. 財務の状況	8
4. 収支の状況	9
5. 貸借対照表	11
6. 損益計算書	12
7. 注記表	13
8. J A 共済連および子会社の状況(連結)	30

(注) 本報告における金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。  
したがって、各表上の数値を合計しても合計欄と一致しない場合があります。  
なお、切り捨てる前の金額が記載単位未満の場合は、「0」と表示し、切り捨てる前の金額が0円の場合は、「-」と表示しています。  
また、比率は、小数点記載単位未満を四捨五入して表示しています。

## 【令和6年度 JA共済連の決算概要について】

### (1) 契約状況および共済金支払実績

生命総合・建物更生共済合計の新契約高は、生命総合共済の減少などにより11兆1,934億円となり、保有契約高については、210兆4,012億円となりました。また、共済金支払実績は3兆5,475億円となりました。

### (2) 基礎利益

基礎利益は前年度と同水準の4,813億円となりました。

## 1. 事業成績

## (1) 新契約高

## ① 長期共済

(単位: 件数: 件、金額: 億円)

共済種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	保障共済金額	保障共済金額	保障共済金額	契約件数	満期共済金額	保障共済金額	
生 命 共 済	終身共済	21,458	15,683	13,545	253,957	10,498	13,918
	定期生命共済	3,440	3,474	5,957	35,098	—	4,097
	養老生命共済 (うちこども共済)	3,488	3,006	2,133	40,847	892	1,450
	(うちこども共済)	(1,877)	(1,627)	(1,169)	(31,459)	(681)	(748)
生命計	28,388	22,165	21,636	329,902	11,391	19,466	
医 療 共 済	医療共済	875	567	240	285,819	405	154
	[1,089]	[914]	[532]				
	がん共済	—	—	—	37,298	—	—
医療系計	875	567	240	323,117	405	154	
介 護 共 済	介護共済	2,188	861	2,362	77,919	3,439	2,540
	[2,581]	[1,151]	[2,957]				
	認知症共済	—	1,154	362	11,058	—	226
	生活障害共済	[3,093]	[2,559]	[2,002]	30,296	1,203	1,604
	[2,334]	[1,872]	[1,399]				
	特定重度疾病共済	1,842	1,361	872	41,945	—	602
	年金共済	—	—	—	79,075	478	—
	[866]	[850]	[642]				
生命総合計	31,452	23,594	24,239	893,312	11,391	22,161	
建物更生共済	130,879	108,776	90,286	603,303	7,344	89,772	
生命総合・建物更生共済計	162,332	132,371	114,525	1,496,615	18,735	111,934	
財産形成貯蓄共済	11	11	12	1,762	10	10	
合計	162,343	132,383	114,537	1,498,377	18,745	111,944	

(注) 1. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約、三大疾病前払特約、生存特約、家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。

2. 定期生命共済の保障共済金額には、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。

3. 共済金制増支特約付こども共済の保障金額は、共済金額の5倍相当額としています。

4. 医療共済の満期共済金額は治療共済金額であり、保障共済金額は定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。なお、令和3～5年度については、下段の[ ]内に治療共済金額を表示しています。

5. がん共済の保障共済金額は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。

6. 介護共済の満期共済金額は介護共済金額であり、保障共済金額は一時払介護共済の死亡給付金額です。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。令和3～5年度については、上段に一時払介護共済の死亡給付金額、下段の[ ]内に介護共済金額を表示しています。

7. 認知症共済の保障共済金額は認知症共済金額です。

8. 生活障害共済の満期共済金額は定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)であり、保障共済金額は一時金型生活障害共済金額です。令和3～5年度については、上段[ ]内に一時金型生活障害共済金額、下段の[ ]内に定期年金型生活障害年金原資を表示しています。

9. 特定重度疾病共済の保障共済金額は特定重度疾病共済金額です。

10. 年金共済の満期共済金額は年金年額、保障共済金額は定期特約共済金額であり、契約件数および満期共済金額(年金年額)には、年金開始された契約の件数・年金年額を含みません。

なお、令和3～5年度については、上段に定期特約共済金額、下段の[ ]内に年金年額を表示しています。

11. 「生命総合計」、「生命総合・建物更生共済計」および「合計」の満期共済金額には、医療共済の治療共済金額、介護共済の介護共済金額、生活障害共済の定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)および年金共済の年金年額を含みません。

12. 「生命総合計」、「生命総合・建物更生共済計」および「合計」の保障共済金額には、生活障害共済の一時金型生活障害共済金額、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および認知症共済の認知症共済金額を含みません。

## ② 短期共済

(単位 件数：件、金額：億円、掛金：百万円)

共済種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	共済掛金	共済掛金	共済掛金	契約件数	共済金額	共済掛金
火災共済	10,258	10,083	9,938	1,146,038	141,088	9,813
自動車共済	266,433	264,679	264,468	8,086,739	—	266,688
傷害共済	7,514	7,372	7,131	7,668,339	279,162	6,853
団体定期生命共済	23,768	25,398	25,277	147,904	13,032	24,240
自賠責共済	45,540	45,122	38,971	3,173,063	—	38,938
その他短期共済	7,218	8,004	8,324	388,286	104,609	8,569
合計	360,734 [458,788]	360,659 [457,314]	354,110 [450,435]	20,610,369	537,892	355,104 [452,296]

- (注) 1. 共済掛金額の合計欄の上段は連合会が収納する共済掛金、下段の〔〕内はJ Aが契約者から収納した共済掛金を表示しています。
2. 「その他短期共済」とは、団体建物火災共済、定期定期生命共済、賠償責任共済の合計であり、共済金額は、団体建物火災共済の金額を表示しています。
3. 契約件数は、以下のとおりです。
- 火災共済、団体建物火災共済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・符号(目的)件数
  - 自動車共済、傷害共済(福祉事業就業中・福祉事業利用者)、賠償責任共済・・・・・・・・・・証書件数
  - 傷害共済(福祉事業就業中・福祉事業利用者以外)、団体定期生命共済、定期定期生命共済・・・・・・被共済者数
  - 自賠責共済・・契約台数

## (2) 保有契約高(長期共済)

(単位: 件数: 件、金額: 億円)

共済種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	保障共済金額	保障共済金額	保障共済金額	契約件数	満期共済金額	保障共済金額	
生	終身共済	651,750	615,318	580,093	7,278,947	238,164	549,093
	定期生命共済	12,616	14,689	19,116	204,206	—	22,023
	養老生命共済	204,661	182,415	156,371	2,547,312	49,352	134,918
	(うちこども共済)	(71,600)	(67,151)	(62,313)	(1,632,418)	(28,004)	(57,296)
生命計	869,029	812,423	755,581	10,030,465	287,517	706,035	
命	医療共済	20,017	17,717	15,870	4,779,551	3,313	14,372
	[1,274]	[2,309]	[2,887]				
	がん共済	2,280	2,193	2,107	1,245,479	—	2,030
	定期医療共済	4,494	4,132	3,822	174,073	—	3,558
医療系計	26,792	24,043	21,800	6,199,103	3,313	19,961	
合	介護共済	13,253	13,832	15,451	761,660	23,281	17,052
	[18,661]	[19,214]	[21,097]				
共	認知症共済	—	[1,140]	[1,410]	77,128	—	1,512
	生活障害共済	[8,546]	[10,314]	[11,358]	257,317	9,325	12,201
	[7,783]	[8,570]	[8,845]				
	特定重度疾病共済	[4,205]	[4,899]	[5,089]	356,226	—	5,291
	年金共済	1,945	1,734	1,547	3,647,682	21,724	1,379
[23,191]	[22,999]	[22,489]					
生命総合計	911,021	852,034	794,382	21,329,581	287,517	744,428	
建物更生共済	1,403,483	1,391,208	1,375,270	8,910,820	111,606	1,359,583	
生命総合・建物更生共済計	2,314,504	2,243,243	2,169,652	30,240,401	399,123	2,104,012	
貯蓄形成貯蓄共済	116	112	106	9,440	101	101	
合計	2,314,621	2,243,355	2,169,758	30,249,841	399,225	2,104,113	

- (注) 1. 平成5年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済の終身、養老生命、年金の各共済に含まれています。
2. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約、三大疾病前払特約、生存特約、家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。
3. 定期生命共済の保障共済金額には、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。
4. 共済金額増支払特約付こども共済の保障金額は、共済金額の5倍相当額としています。
5. 医療共済の満期共済金額は治療共済金額であり、保障共済金額は死亡給付金額(入院共済金額の100倍)、定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。なお、平成22年度以降に契約された医療共済には死亡給付金額はありません。また、令和3～5年度については、下表の[ ]内に治療共済金額を表示しています。
6. がん共済の保障共済金額は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。
7. 定期医療共済の保障共済金額は、死亡給付金額です。
8. 介護共済の満期共済金額は介護共済金額であり、保障共済金額は一時払介護共済の死亡給付金額です。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。また、令和3～5年度については、上段に一時払介護共済の死亡給付金額、下表の[ ]内に介護共済金額を表示しています。
9. 認知症共済の保障共済金額は認知症共済金額です。
10. 生活障害共済の満期共済金額は定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)であり、保障共済金額は一時年金型生活障害共済金額です。令和3～5年度については、上段の[ ]内に一時年金型生活障害共済金額、下表の[ ]内に定期年金型生活障害年金原資を表示しています。
11. 特定重度疾病共済の保障共済金額は特定重度疾病共済金額です。
12. 年金共済の満期共済金額は年金年額であり、保障共済金額は定期特約共済金額です。なお、令和3～5年度については、上段に定期特約共済金額、下表の[ ]内に年金年額を表示しています。
13. 「生命総合計」、「生命総合・建物更生共済計」および「合計」の満期共済金額には、医療共済の治療共済金額、介護共済の介護共済金額、生活障害共済の定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)および年金共済の年金年額を含みません。
14. 「生命総合計」、「生命総合・建物更生共済計」および「合計」の保障共済金額には、生活障害共済の一時年金型生活障害共済金額、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および認知症共済の認知症共済金額を含みません。

## (3) 解約・失効率の状況

		令和6年度末 到達目標	令和6年度末 実績	(参考)	
				令和5年度末	前年度差 ※2
解約・失効率 ※1 (保有ポイント)	生命共済	2.06%以内	2.46%	2.73%	-0.27%
	建物更生共済	1.88%以内	1.73%	2.04%	-0.31%

※1 解約新規を除く保障非継続契約を対象とする。

※2 前年度差のプラスは悪化、マイナスは改善を示す。

## (4) 共済金支払実績

(単位:百万円)

共済種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	共済金支払計	共済金支払計	共済金支払計	事故共済金	満期共済金	共済金支払計	
長期共済	終身共済	428,646	493,913	534,971	556,360	18,008	574,368
	定期生命共済	1,938	2,031	2,008	2,346	0	2,347
	養老生命共済 (うちこども共済)	725,417 (121,209)	530,105 (119,960)	974,509 (118,941)	37,364 (2,974)	723,357 (117,556)	760,722 (120,530)
	医療共済	77,069	138,255	89,147	93,607	3,684	97,291
	がん共済	11,618	11,938	12,685	13,100		13,100
	定期医療共済	4,999	6,068	5,029	4,444	348	4,793
	介護共済	10,455	12,669	16,328	19,889		19,889
	認知症共済	—	—	26	170		170
	生活障害共済	372	468	789	828	33	861
	特定重度疾病共済	660	1,019	1,439	1,616		1,616
	年金共済	603,435	596,616	591,670	26,307	571,891 (年金571,870)	598,198
	計	1,864,613	1,793,086	2,228,606	756,036	1,317,323	2,073,360
建物更生共済	1,687,081	1,037,004	1,120,441	189,453	980,206	1,169,660	
財産形成貯蓄共済	2,074	2,048	2,743	34	1,871	1,906	
計①	3,553,769	2,832,139	3,351,791	945,524	2,299,402	3,244,926	
短期共済	火災共済	4,412	4,665	5,273	4,107		4,107
	自動車共済	165,998	178,677	195,626	207,199		207,199
	傷害共済	5,878	6,006	6,016	5,917		5,917
	団体定期生命共済	13,231	15,788	16,542	16,876		16,876
	自賠責共済	28,192	25,607	26,970	26,792		26,792
	その他短期共済	4,174	7,235	3,692	5,281		5,281
計②	221,887	237,978	254,123	266,174		266,174	
長期・短期共済合計①+②	3,775,657	3,070,118	3,605,914	1,211,698	2,299,402	3,511,101	
その他の共済③ (うち建物短期再共済)	38,653 (5,735)	38,508 (6,629)	36,336 (4,598)	5,596 (5,596)	30,802	36,399 (5,596)	
合計①+②+③	3,814,311	3,108,626	3,642,251	1,217,295	2,330,204	3,547,500	

(注) 1. 平成5年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済の終身、養老生命、年金の各共済に合算しています。

2. 生命総合共済の各種入院特約、通院特約、生前給付特約、重度障害年金特約、三大疾病前払特約、がん死亡給付特約、生活保障特約、家族収入保障特約および満期前払特約等については、それぞれの特約が付されている共済契約の種類に含めて計上しています。

3. 短期共済の「その他短期共済」とは、団体建物火災共済、定期定期生命共済、賠償責任共済の合計です。

4. 「その他の共済」とは、退職年金共済、国民年金基金共済、確定拠出年金共済、建物短期再共済の合計です。

## 2. 主な経営指標等

### (1) 資産の状況

(単位：億円)

科 目	令和6年度末		令和5年度末
		前年度比 (%)	
総 資 産	574,189	98.2	584,751
うち運用資産	553,267	97.8	565,617

### (2) 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

(単位：億円)

	令和6年度	令和5年度	前年度差
支払余力の総額 A	132,144	136,571	△ 4,426
リスクの合計額 B	26,056	25,295	761
支払余力比率 A / ((1/2) × B) × 100	1,014.3%	1,079.8%	△ 65.5%

(注) 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の子測を超えて発生する諸リスク(巨大災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。  
また、JA共済連では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。  
この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

### (3) 基礎利益

(単位：億円)

	令和6年度	令和5年度	前年度差
基礎利益	4,813	4,851	△ 37
(うち費差損益)	658	775	△ 117
(うち利差損益)	1,411	859	551
(うち危険差損益)	2,744	3,216	△ 472

(注) 基礎利益とは、共済事業本来の期間損益を示す指標で、具体的には、損益計算書の「経常利益」から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」および異常危険準備金取崩額などの「臨時損益」を除いて算出しています。共済事業は、長期間にわたって契約者への保障を確実に履行するために、共済掛金(予定事業費率、予定利率、予定死亡・予定危険率)の設定にあたって、あらかじめ将来のリスクに備えて適度の安全性を確保しています。そのため、この予定の率と決算による実績との差額が発生することになります。

### (4) 実質純資産額

(単位：億円)

	令和6年度	令和5年度	前年度差
実質純資産額	102,896	139,106	△ 36,209
対総資産比率	17.9%	23.8%	△ 5.9%

(注) 実質純資産額とは、実質的な債務超過かどうかを判定するための基準です。  
具体的には、「時価評価した資産の額」から「負債から自己資本とみなされるもの(異常危険準備金、価格変動準備金など)を除いた額」を控除して算出しています。

### 3. 財務の状況

令和6年度末の財務状況は、次のとおりです。

#### (1) 資産の状況

- ① 総資産は、前年度末から1兆561億円減少の57兆4,189億円(前年度比98.2%)となりました。
- ② 運用資産は、前年度末から1兆2,350億円減少の55兆3,267億円(前年度比97.8%)となりました。

#### (2) 負債の状況

- ① 負債の部は、前年度末から7,404億円減少の52兆6,262億円(前年度比98.6%)となりました。
- ② 責任準備金は、前年度末から4,593億円減少の49兆5,065億円(前年度比99.1%)となりました。

#### (3) 純資産の状況

純資産の部は、前年度末から3,157億円減少の4兆7,926億円(前年度比93.8%)となりました。

## 4. 収支の状況

令和6年度の収支状況は、次のとおりです。

### (1) 経常損益の状況

#### ① 経常損益

経常収益は、前年度から1,196億円減少の5兆6,993億円(前年度比97.9%)となりました。経常費用は、前年度から1,640億円減少の5兆5,991億円(前年度比97.2%)となりました。

以上の結果、経常利益は、前年度から444億円増加の1,002億円(前年度比179.6%)となりました。

#### ② 経常損益の主要科目

ア. 受入共済掛金は、4兆491億円(前年度比99.3%)となりました。

イ. 支払共済金は、建物更生共済、自動車共済の事故共済金の増加などにより、3兆6,315億円(前年度比100.7%)となりました。

ウ. 財産運用収益から財産運用費用を差し引いた正味財産運用益は、前年度に引き続き将来のインカム収益引上げを目的とした債券入替えを実施したことなどから、6,198億円(前年度比100.5%)となりました。なお、当該費用を除く正味財産運用益は、国債等からの利息収益および国内外株式からの収益等により、事業計画値7,879億円を上回る8,304億円を確保しました。

エ. 事業普及費と事業管理費の合計は、1,400億円(前年度比102.4%)となりました。

## (2) 法人税等合計・契約者割戻準備金繰入額および剰余金の状況

## ① 法人税等合計

法人税等合計は、前年度から300億円減少の△199億円となりました。

(単位：億円、%)

科目	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
法人税等合計	△ 199	101	△ 300	—

## ② 契約者割戻準備金繰入額

契約者割戻準備金繰入額は、前年度から403億円増加の709億円(前年度比232.2%)となりました。

(単位：億円、%)

科目	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
契約者割戻準備金繰入額	709	305	403	232.2

## ③ 当期剰余金・当期末処分剰余金

当期剰余金は、前年度から889億円増加の1,373億円(前年度比284.0%)となりました。

また、当期末処分剰余金は、前年度から1,097億円増加の2,755億円(前年度比166.2%)となりました。

## 5. 貸借対照表

## 第75年度〔令和7年3月31日現在〕貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
預金	615,083	共済契約準備金	51,011,985
系統預金	585,768	支払備金	944,533
系統外預金	29,315	責任準備金	49,506,589
金銭の信託	256,427	契約者割戻準備金	560,862
金銭債権	5,569	未払再保険勘定	7,503
有価証券	53,740,871	代理店勘定	124
国債	38,062,133	共済資金	5,429
地方債	2,159,299	その他負債	344,363
政府保証債	736,896	借入金	282,900
短期社債	295,819	金融派生商品	6,070
社債	1,150,255	金融商品等受入担保金	2,631
外国証券	7,069,436	前受収益	554
株式	2,031,329	未払費用	3,317
その他の有価証券	2,235,701	リース債務	2,138
貸付金	426,464	資産除去債務	1,458
共済契約貸付	87,025	その他の負債	45,291
一般貸付	271,151	請引当金	41,978
その他の貸付	68,288	賞与引当金	2,793
運用不動産	282,327	退職給付引当金	38,782
有形固定資産	279,745	役員退職慰労引当金	402
無形固定資産	2,581	価格変動準備金	1,214,911
未収共済掛金	209,071		
未収再保険勘定	11,072	負債の部合計	52,626,295
その他資産	209,634		
金融派生商品	40,197	(純資産の部)	
金融商品等差入担保金	16,479	出資金	756,537
前払費用	1,372	利益剰余金	2,560,230
未収収益	104,308	利益準備金	495,625
未収還付法人税等	3,696	その他利益剰余金	2,064,604
その他の資産	43,579	特別危険積立金	139,798
業務用固定資産	143,607	災害救援積立金	29,894
有形固定資産	70,676	共済契約特別積立金	1,473,701
建物	29,315	交通事故対策基金	64,533
土地	36,237	経営基盤整備積立金	19,556
リース資産	2,566	地域・農業活性化積立金	61,580
建設仮勘定	398	当期末処分剰余金	275,540
その他の有形固定資産	2,158	(うち当期剰余金)	137,339
無形固定資産	72,931	会 員 資 本 合 計	3,316,767
資本貸付金	200,000	その他有価証券評価差額金	1,480,048
外部出資	110,003	繰延ヘッジ損益	△ 4,129
系統出資	33,214	評価・換算差額等合計	1,475,919
系統外出資	15,275		
子会社等出資	61,513	純資産の部合計	4,792,686
繰延税金資産	1,210,991		
貸倒引当金	△ 1,942		
外部出資等損失引当金	△ 200		
資産の部合計	57,418,982	負債及び純資産の部合計	57,418,982

## 6. 損益計算書

第75年度 (令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>5,699,363</b>	<b>事業普及費</b>	<b>21,298</b>
<b>直接事業収益</b>	<b>4,061,125</b>	<b>事業管理費</b>	<b>118,771</b>
受入共済掛金	4,049,103	人件費	58,635
再保険金	539	業務費	32,316
再保険払戻金	2	諸税負担金	14,921
その他の直接事業収益	11,480	施設費	12,446
<b>共済契約準備金戻入額</b>	<b>588,515</b>	雑費	452
支払備金戻入額	81,453	<b>その他経常費用</b>	<b>101,177</b>
責任準備金戻入額	458,860	寄付金	14
契約者割戻準備金戻入額	48,202	交通事故対策事業費	1,778
<b>財産運用収益</b>	<b>1,039,985</b>	経営基盤整備事業費	80,443
利息及び配当金収入	856,243	地域・農業活性化事業費	8,826
預金利息	305	その他の経常費用	10,115
有価証券利息配当金	818,334	<b>経常利益</b>	<b>100,207</b>
貸付金利息	4,389	<b>特別利益</b>	<b>89,763</b>
不動産賃貸料	23,515	固定資産処分益	120
その他の利息及び配当金	9,699	異常危険準備金限度超過取崩額	497
金銭の信託運用益	87,594	価格変動準備金戻入額	86,586
有価証券売却益	94,199	子会社清算益	2,551
その他の運用収益	1,947	その他の特別利益	7
<b>その他経常収益</b>	<b>9,736</b>	<b>特別損失</b>	<b>1,631</b>
受取出資配当金	2,433	固定資産処分損	466
受取特別配当金	0	減損損失	735
その他の経常収益	7,303	災害救援金	105
<b>経常費用</b>	<b>5,599,156</b>	その他の特別損失	324
<b>直接事業費用</b>	<b>4,928,412</b>	<b>税引前当期剰余</b>	<b>188,339</b>
支払払戻金	48,021	<b>法人税等合計</b>	<b>△ 19,940</b>
支払戻戻金	1,130,854	法人税、住民税及び事業税	16,467
支払共済金	3,631,578	法人税等調整額	△ 36,407
支払割戻金	47,824	<b>契約者割戻準備金繰入額</b>	<b>70,940</b>
再保険料	57,756	<b>当期剰余金</b>	<b>137,339</b>
その他の直接事業費用	12,376	<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>47,047</b>
<b>共済契約準備金繰入額</b>	<b>9,399</b>	災害救援積立金取崩額	105
割戻金据置利息繰入額	9,399	交通事故対策基金取崩額	1,778
<b>財産運用費用</b>	<b>420,095</b>	経営基盤整備積立金取崩額	80,443
有価証券売却損	210,949	地域・農業活性化積立金取崩額	8,826
金融派生商品費用	89,290	<b>当期末処分剰余金</b>	<b>275,540</b>
不動産管理費	5,851		
不動産償却費	4,815		
その他の運用費用	109,186		
特別勘定資産運用損	1		

## 7. 注記表

### I. 継続組合の前提に関する注記

該当事項はありません。

### II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

有価証券(「有価証券」のほか「金銭債権」及び「外部出資」中の有価証券を含む。)の評価基準及び評価方法は、以下のとおりであります。

##### ① 売買目的有価証券

時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価しております。

##### ② 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価(定額法)により評価しております。

##### ③ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価により評価しております。

なお、子会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第2項に規定する子法人等が発行する株式のことであり、関連会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第3項に規定する関連法人等が発行する株式のことであります。

##### ④ 責任準備金対応債券

移動平均法による償却原価(定額法)により評価しております。

なお、「責任準備金対応債券」とは、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものであります。

##### ⑤ その他有価証券

##### ア 市場価格のない株式等以外のもの

有価証券の評価は期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価しております。

##### イ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価により評価しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### (2) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(1)の有価証券と同様の方法によっております。

また、評価は信託の契約単位ごとに行い、その評価額の合計額を貸借対照表に計上しております。

##### (3) デリバティブ取引

時価により評価しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

運用不動産及び業務用固定資産の減価償却の方法は、以下のとおりであります。

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法により償却しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

## (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、期末日の為替相場により円換算しております。但し、海外子会社株式会社については、取得時の為替相場により円換算しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れ等による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しております。

① 破産・会社更生・特別清算・民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記Ⅲ. 1.に記載されている直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

② 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

③ すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が検証しており、その査定結果に基づいて引当金の計上を行っております。

## (2) 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資先への出資に係る損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、必要と認められる額を計上しております。

## (3) 賞与引当金

賞与引当金は、職員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

## ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に定める支給見込額を計上しております。

## (6) 価格変動準備金

価格変動準備金は、「農業協同組合法」第11条の34の規定に基づく準備金であり、「農業協同組合法施行規則」第36条の規定に基づいて算出した所要額を計上しております。

## 5. ヘッジ会計の方法

共済負債の一部に対する金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号)に準じた金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

## 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜経理方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却しております。

## 7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

決算書類に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 8. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 受入共済掛金

受入共済掛金は、収納があり、共済契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した共済掛金のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、「農業協同組合法」第11条の32及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

### (2) 支払共済金、支払返戻金、支払払戻金、支払割戻金(以下、「支払共済金等」という。)

支払共済金等は、共済約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、「農業協同組合法」第11条の33及び「農業協同組合法施行規則」第33条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる共済金等について、支払準備金に積み立てております。

### (3) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、期末時点において、共済契約上の責任が開始している契約について、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、「農業協同組合法」第11条の32の規定に基づき、共済掛金及び責任準備金の算出方法書(「農業協同組合法」第11条の17第1項及び第2項)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち共済掛金積立金については、「農業協同組合法施行規則」第31条第4項の規定に基づき、平準純共済掛金式により計算しております。

なお、期末時点における責任準備金には、生命総合共済・建物更生共済の一部の契約を対象に、「農業協同組合法施行規則」第31条第5項の規定により、追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

この規定に基づき、当期に一部の生命総合共済を対象に積み立てた額は102,078百万円であり、このうち、当期より新たに積立対象とした共済契約に係る必要財源は、前期末までに積み立てた異常危険準備金90,133百万円を取り崩して充当しております。

また、責任準備金のうち異常危険準備金については、「農業協同組合法」第11条の32及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第3号の規定に基づき、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

### (4) 責任準備金対応債券

責任準備金対応債券に関する事項は、以下のとおりであります。

- ① 生命総合共済及び建物更生共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額(共済金・事業費等)のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度を表す指標)と、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額及び責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理しております。

- ② 責任準備金対応債券のデュレーション及び資金配分に係る運用方針を理事会において定めており、収支分析の結果に基づき運用方針の見直しを行っております。
- ③ 責任準備金対応債券に係る小区分の設定に当たっては、将来における一定期間の共済収支に基づくデュレーションを勘案した方法を採用しております。この方法に用いた将来の共済収支の期間は40年、保有契約から将来40年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは10.0年、保有契約から将来40年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは7.9年、責任準備金対応債券のデュレーションは11.4年であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとみなすとする取り組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討がおこなわれ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするもの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡潔で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用分配の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された年度における影響は検討中であり、現時点で見積もることはできません。

### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31百万円であります。

#### 2. 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額、国庫補助金または保険差益の受領等により取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	減価償却累計額	圧縮記帳額
運用不動産	123,763	- (うち当期分：-)
業務用固定資産	84,973	355 (うち当期分：-)
合計	208,736	355 (うち当期分：-)

#### 3. リース契約により使用する重要な固定資産

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。  
なお、未経過リース料は以下のとおりであります。

1年内	106百万円
1年超	261
合計	368

#### 4. 本会が貸手となっているリース契約

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。  
なお、未経過リース料は以下のとおりであります。

1年内	8,585百万円
1年超	25,319
合計	33,905

#### 5. 担保に供している資産

担保に供している資産の種類等は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	担保に供している資産		担保に係る債務	
	期末帳簿価額	担保の種類	内容	期末残高
有価証券	640,343	質権	該当なし	-

#### 6. 貸付有価証券

消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、7,496,767百万円であります。

#### 7. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額は1,935百万円であり、金銭債務の総額は7,133百万円であります。

#### 8. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

#### 9. 「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額

「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額はありません。

## 10. 特別法上の準備金等

自動車損害賠償責任共済の責任準備金は、「自動車損害賠償保障法」第28条の3の規定に基づき「自動車損害賠償保障法第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する命令」に定める額を計上しております。

## 11. 農協法等開示債権の状況

債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」並びに「貸付条件緩和債権」の合計額は10,673百万円であります。なお、内訳については以下のとおりであります。

## (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。

なお、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

## (2) 債権のうち、危険債権額はあります。

なお、「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権であります。

## (3) 債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。

なお、「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に該当しないものであります。

## (4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,673百万円であります。

なお、「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」に該当しないものであります。

## 12. 特別勘定の資産及び負債

「農業協同組合法」第11条の37に規定する特別勘定（確定拠出年金共済）の資産の額は46百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

## 13. 再保険契約に係る責任準備金及び支払備金

「農業協同組合法施行規則」第32条に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金の額は649百万円であります。

また、「農業協同組合法施行規則」第34条第3項において準用する同規則第32条に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金の額は1百万円であります。

## 14. 資本貸付金

農林中央金庫に対する永久劣後ローンであります。

## 15. 借入金

円建劣後ローンであります。

#### IV. 損益計算書に関する注記

##### 1. 子会社等との取引高

子会社等との取引高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	収益総額	費用総額
事業取引	3,522	32,135
事業取引以外	4,766	-
合計	8,288	32,135

##### 2. 減損損失

当期における固定資産の減損損失に関する事項は、以下のとおりであります。

###### (1) 資産のグルーピング方法

共済事業の用に供している不動産等については、共済事業全体で1つの資産グループとしております。

また、共済事業の用に供していない賃貸用不動産及び遊休資産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

###### (2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

###### (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	場所	件数 (件)	減損損失(百万円)		
			土地	建物等	計
賃貸用不動産	山梨県	1	730	-	730
遊休資産等	長野県他	4	1	3	4
合計		5	731	3	735

###### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸用不動産については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休資産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算した評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

本会は、生命・損害両分野の共済事業を行っており、長期の予定利率固定型仕組みを主力としていることから、責任準備金が長期の固定金利資金として負債の大部分を占めております。

この負債特性を考慮し、共済金や返戻金等の支払を将来にわたって確実に実行するため、円貨建の確定利付資産（公社債等）を主体とした運用を行うなか、収益性向上に向けた外国証券運用等にも取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有資産または負債にかかるリスクのヘッジ及びコントロールを目的としております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しております。そのほか主に、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っております。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。

また、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しております。

デリバティブ取引は、主として為替予約及び金利スワップであり、取引方針に沿って、外貨建資産の為替リスクまたは金利リスクのヘッジ及びコントロールを目的に取引を行っております。なお、共済負債の一部に対する金利リスクのヘッジ手段として金利スワップを行い、ヘッジ会計を適用しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っております。また、各リスクの状況については、資産運用リスク管理部門が、定期的に理事会等に報告を行っております。

##### ① 信用リスクの管理

本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われております。

有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用状況や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

また、特定の企業または企業グループに対する与信集中の回避を目的とした与信限度額設定による管理を行っております。

##### ② 市場リスクの管理

投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しております。

また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っております。

なお、ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）等における適用要件を満たすため、方針・規程等を整備した上で、ヘッジ対象とリスクの種類及び選択するヘッジ手段を明確にし、資産運用リスク管理部門により事前並びに事後の有効性評価を実施しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合等への出資は、次表には含めず(2)に記載しております。また、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券			
売買目的有価証券	46	46	-
満期保有目的の債券	3,354,975	3,457,178	102,203
責任準備金対応債券	33,279,559	30,997,066	△ 2,282,493
其他有価証券	17,075,757	17,075,757	-
資産計	53,710,339	51,530,049	△ 2,180,290
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	39,912	39,912	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,785)	(5,785)	-
デリバティブ取引計	34,126	34,126	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、( ) で表示しております。

(\*2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という)第24-3項及び第24-9項により基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

## (2) 市場価格のない株式等及び組合等への出資

市場価格のない株式等及び組合等への出資の貸借対照表計上額は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	-
組合等への出資(*2)	30,532
合計	30,532

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合等への出資は主に匿名組合であります。これらは「時価算定会計基準適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

## (3) 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超
		3年以内	5年以内	7年以内	10年以内	
有価証券	1,889,558	3,264,317	3,843,019	4,688,821	5,672,412	28,742,862
満期保有目的の債券	-	-	13,666	-	93,600	3,226,634
責任準備金対応債券	1,222,216	2,355,625	2,353,723	3,974,626	4,370,236	18,974,124
其他有価証券のうち満期があるもの	667,341	908,692	1,475,630	714,195	1,208,576	6,542,104

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
その他有価証券				
国債	4,381,426	-	-	4,381,426
地方債	-	144,517	-	144,517
政府保証債	-	57,318	-	57,318
短期社債	-	295,819	-	295,819
社債	-	890,787	-	890,787
外国証券	3,620,524	3,174,306	62,517	6,857,349
株式	2,031,329	-	-	2,031,329
その他の有価証券	911,440	1,060,837	-	1,972,278
デリバティブ取引				
金利関連	-	193	-	193
通貨関連	-	40,003	-	40,003
資産計	10,944,721	5,663,783	62,517	16,671,023
デリバティブ取引				
金利関連	-	5,785	-	5,785
通貨関連	-	285	-	285
負債計	-	6,070	-	6,070

(\*)「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項により基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	3,287,523	-	-	3,287,523
地方債	-	127,850	-	127,850
政府保証債	-	41,804	-	41,804
社債	-	-	-	-
責任準備金対応債券				
国債	28,328,650	-	-	28,328,650
地方債	-	1,813,650	-	1,813,650
政府保証債	-	587,394	-	587,394
社債	-	267,371	-	267,371
合計	31,616,174	2,838,070	-	34,454,245

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## ① 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等から入手する評価額をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## ② デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引金融機関等から入手した評価額を利用しており、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

## (注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

## ① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

本会自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

## ② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券 その他有価証券 外国証券	合計
期首残高	55,467	55,467
当期の損益等	△ 997	△ 997
評価・換算差額等に計上(*1)	△ 997	△ 997
購入、売却、発行及び決済	8,047	8,047
レベル3の時価への振替(*2)	-	-
レベル3の時価からの振替(*3)	-	-
期末残高	62,517	62,517
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	-	-

(\*1) 貸借対照表の評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金に含まれています。

(\*2) レベル1またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替はありません。

(\*3) レベル3の時価からレベル1またはレベル2の時価への振替はありません。

(注3)「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品には含めておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の当期末における貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	279,235
投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	165,695
合 計	444,931

(単位：百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
期首残高	199,500	153,026	352,526
当期の損益等	5,738	2,728	8,466
損益に計上(*1)	73	-	73
評価・換算差額等に計上(*2)	5,664	2,728	8,392
購入、売却、発行及び決済	73,997	9,941	83,938
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
期末残高	279,235	165,695	444,931
当期の損益に計上した額のうち期末日にお いて保有する投資信託の評価損益	-	-	-

(\*1) 損益計算書の財産運用収益及び財産運用費用に含まれています。

(\*2) 貸借対照表の評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金に含まれています。

(注4)「時価算定会計基準適用指針」第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の当期末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

解約等に関する制限	貸借対照表計上額
解約請求不可	1,490
長期の事前告知請求	267,396
投資先ピークルの払戻実績に伴う払戻	10,348
合 計	279,235

## (3) 時価の評価プロセスの説明

本会は決算担当部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しています。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しています。検証結果は毎期決算担当部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

本会自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

## (表示方法の変更)

「貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当期より記載を省略しております。

## VI. 有価証券に関する注記

### 1. 市場価格のない株式等以外のもの

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

#### (1) 売買目的有価証券

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
投資信託	46	△ 0

#### (2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,415,845	2,543,511	127,665
	地方債	121,560	127,850	6,290
	政府保証債	30,648	31,891	1,242
	小計	2,568,054	2,703,252	135,198
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	776,969	744,012	△ 32,957
	地方債	-	-	-
	政府保証債	9,950	9,913	△ 37
	小計	786,920	753,925	△ 32,994
合計		3,354,975	3,457,178	102,203

#### (3) 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	15,101,726	15,547,942	446,216
	地方債	790,061	816,503	26,441
	政府保証債	283,892	293,817	9,924
	社債	259,468	267,371	7,902
	小計	16,435,148	16,925,634	490,485
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	15,386,164	12,780,708	△ 2,605,456
	地方債	1,103,159	997,146	△ 106,012
	政府保証債	355,086	293,576	△ 61,509
	社債	-	-	-
小計	16,844,410	14,071,431	△ 2,772,979	
合計		33,279,559	30,997,066	△ 2,282,493

## (4) その他有価証券

(単位:百万円)

種類		取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超える もの	金 銭 債 権	5,243	5,319	76
	国 債	478,641	494,099	15,457
	地 方 債	11,715	12,189	473
	政 府 保 証 債	24,557	26,087	1,529
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	368,274	378,659	10,385
	外 国 証 券	2,220,344	3,423,800	1,203,456
	株 式	674,124	1,896,273	1,222,148
	その他の有価証券	1,208,708	1,873,635	664,927
小 計	4,991,609	8,110,065	3,118,455	
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超えない もの	金 銭 債 権	252	249	△ 2
	国 債	4,760,722	3,887,326	△ 873,395
	地 方 債	136,992	132,327	△ 4,665
	政 府 保 証 債	39,416	31,231	△ 8,184
	短 期 社 債	295,847	295,819	△ 27
	社 債	536,589	512,127	△ 24,462
	外 国 証 券	3,870,393	3,645,635	△ 224,758
	株 式	152,046	135,056	△ 16,990
	その他の有価証券	351,503	331,487	△ 20,016
小 計	10,143,764	8,971,261	△ 1,172,503	
合 計	15,135,374	17,081,327	1,945,952	

なお、上記の評価差額の合計額1,945,952百万円に下記5.(4)の評価差額121,784百万円を加えた2,067,736百万円から、繰延税金負債587,688百万円を差し引いた額1,480,048百万円をその他有価証券評価差額金に計上しております。

## 2. 当期中に売却した有価証券

当期中に売却した満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券に関する事項は、以下のとおりであります。

## (1) 満期保有目的の債券

当期中に売却した有価証券はありません。

## (2) 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国 債	211,481	-	17,335
合 計	211,481	-	17,335

## (3) その他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国債	799,850	-	169,103
地方債	15,128	-	236
政府保証債	1,172	-	1,017
社債	44,172	-	23,170
外国証券	218,305	43,304	-
株式	90,330	46,034	85
その他の有価証券	9,992	4,860	-
合計	1,178,952	94,199	193,613

## 3. 保有目的が変更となった有価証券

当期中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 4. 当期中に減損処理を行った有価証券

当期中に減損処理を行った有価証券はありません。

## 5. 金銭の信託

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、以下のとおりであります。

## (1) 売買目的有価証券

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
15,726	-

## (2) 満期保有目的の債券

貸借対照表計上額はあります。

## (3) 責任準備金対応債券

貸借対照表計上額はあります。

## (4) その他有価証券

(単位：百万円)

取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち評価差額	
			うち評価益	うち評価損
118,916	240,700	121,784	121,784	-

## Ⅶ. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に関する事項

退職給付に関する事項は、以下のとおりであります。

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

就業規則に基づき、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しております。

#### (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

イ. 期首における退職給付債務	132,246
ロ. 勤務費用	3,903
ハ. 利息費用	1,573
ニ. 数理計算上の差異の当期発生額	△ 282
ホ. 退職給付の支払額	△ 7,214
ヘ. 過去勤務費用の当期発生額	-
ト. 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	130,226

#### (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

イ. 期首における年金資産	102,879
ロ. 期待運用収益	1,275
ハ. 数理計算上の差異の当期発生額	174
ニ. 事業主からの拠出額	3,045
ホ. 退職給付の支払額	△ 5,396
ヘ. 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	101,979

#### (4) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

イ. 積立型制度の退職給付債務	106,987
ロ. 年金資産	△ 101,979
(イ+ロ)	5,007
ハ. 非積立型制度の退職給付債務	23,239
ニ. 未認識数理計算上の差異	9,680
ホ. 未認識過去勤務費用	855
ヘ. 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	38,782
ト. 退職給付引当金	38,782
チ. 前払年金費用	-
リ. 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38,782

#### (5) 退職給付に関連する損益

(単位：百万円)

イ. 勤務費用	3,903
ロ. 利息費用	1,573
ハ. 期待運用収益	△ 1,275
ニ. 数理計算上の差異の当期の費用処理額	565
ホ. 過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 106
ヘ. その他	△ 43
ト. 確定給付制度にかかる退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,617

## (6) 年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

## (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、年金資産の過去の運用実績等を考慮しております。

## (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

イ. 割引率	1.19%
ロ. 長期期待運用収益率	1.24%

## 2. 旧農林共済組合に対する特例業務負担金

法定福利費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金683百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は4,814百万円です。

## Ⅴ. 税効果会計に関する注記

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産の総額は1,808,349百万円であり、繰延税金負債の総額は588,467百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、8,891百万円です。

(2) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金(自動車損害賠償責任共済の責任準備金を除く。)1,369,360百万円、価格変動準備金347,829百万円、自動車損害賠償責任共済の責任準備金32,658百万円、退職給付引当金11,069百万円です。

(3) 繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額によるものです。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異

当期における法定実効税率は27.92%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率(△10.59%)との間の主要な差異は、税率変更による影響額△22.90%及び契約者割戻準備金繰入額△10.52%です。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が27.92%から28.63%に変更となります。

この変更により、当期末における繰延税金資産及び繰延税金負債は、それぞれ43,186百万円の増加及び14,593百万円の増加となります。

また、法人税等調整額は43,126百万円の減少となります。

## Ⅵ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## Ⅶ. その他の注記

該当事項はありません。

## 8. JA共済連および子会社の状況(連結)

JA共済連および子会社の状況(連結)にかかる直近連結会計年度の状況は、以下のとおりです。なお、連結子会社は共栄火災海上保険株式会社、持分法適用会社は農林中金全共連アセットマネジメント株式会社となっております。

### 【連結貸借対照表】

第75年度(令和7年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金	3	共済契約準備金	51,387,080
預金	647,122	諸引当金	3,373
金銭の信託	256,427	退職給付に係る負債	33,095
金銭債権	5,569	その他負債	374,077
有価証券	54,161,858	価格変動準備金	1,220,532
貸付金	426,939	再評価に係る繰延税金負債	2,708
運用不動産	287,996		
有形固定資産	285,415	負 債 の 部 合 計	53,020,868
無形固定資産	2,581		
業務用固定資産	183,050	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	107,956	出資金	756,537
建物	41,028	資本剰余金	1,240
土地	59,389	利益剰余金	2,583,413
その他の有形固定資産	7,537	会 員 資 本 合 計	3,341,191
無形固定資産	75,094	その他有価証券評価差額金	1,512,482
資本貸付金	200,000	繰延ヘッジ損益	△ 4,129
外部出資	59,292	退職給付に係る調整累計額	6,539
その他資産	458,953	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,514,892
繰延税金資産	1,227,704	非支配株主持分	35,758
貸倒引当金	△ 2,007	純 資 産 の 部 合 計	4,891,842
外部出資等損失引当金	△ 200	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	57,912,710
資 産 の 部 合 計	57,912,710		

## 【連結損益計算書】

第75年度〔 令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで 〕 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,960,230
直接事業収益	4,300,243
共済契約準備金戻入額	596,164
財産運用収益	1,054,452
利息及び配当金収入	864,640
金銭の信託運用益	87,594
有価証券売却益	100,269
その他の運用収益	1,948
その他経常収益	9,369
経常費用	5,859,625
直接事業費用	5,151,889
共済契約準備金繰入額	9,399
財産運用費用	424,428
有価証券売却損	212,389
有価証券償還損	202
その他の運用費用	211,836
事業普及費	21,289
事業管理費	151,399
その他経常費用	101,218
経常利益	100,605
特別利益	90,282
固定資産処分益	855
異常危険準備金限度超過取崩額	497
価格変動準備金戻入額	86,370
その他の特別利益	2,559
特別損失	3,053
固定資産処分損	823
減損損失	1,800
災害救援金	105
その他の特別損失	324
税金等調整前当期剰余	187,834
法人税等合計	△ 20,969
法人税、住民税及び事業税	18,146
法人税等調整額	△ 39,115
契約者割戻準備金繰入額	70,940
当期利益	137,862
非支配株主に帰属する当期利益	232
当期剰余金	137,630

## 令和7年度上半期業績報告

### <目次>

1. 主要業績	1
(1) 新契約高	1
(2) 保有契約高	1
(3) 解約・失効の状況(長期共済)	2
(4) 主要収支項目	2
(5) 資産の状況	2
2. 基礎利益	3
3. 実質純資産額	3
4. 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率の明細	3
5. 上半期貸借対照表	4
6. 上半期損益計算書	5
7. 上半期注記事項	6
8. 運用資産の明細	8

(注) 本資料における金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。  
したがって、各数表上の数字を合計しても合計欄と一致しない場合があります。  
なお、切り捨てる前の金額が記載単位未満の場合は、「0」と表示し、切り捨てる前の  
金額が0円の場合は、「-」と表示しております。  
また、比率は小数点記載単位未満を四捨五入して表示しております。

## 令和7年度上半期業績報告

## 1. 主要業績

## (1) 新契約高

## ① 長期共済

(単位：千件、億円、%)

	令和8年度上半期		令和7年度上半期					
	件数	金額	件数	金額		共済掛金		
				前年同期比	前年同期比	前年同期比	前年同期比	
生命総合共済	455	12,230	847	142.2	15,824	129.4	7,082	110.1
建物更生共済	337	50,800	290	88.2	44,512	87.8	2,088	104.8
生命・建物更生共済合計	792	63,031	938	118.4	60,336	95.7	8,129	108.8
年金共済	44	280	37	84.1	226	80.8	87	74.0
財産形成貯蓄共済	0	5	1	128.8	6	121.3	0	137.7

(注1)「金額」は、「生命・建物更生共済」および「財産形成貯蓄共済」は保障共済金額、「年金共済」は年金年額の実績です。

(注2)「共済掛金」は、連合会が収納する共済掛金です。

## ② 短期共済

(単位：千件、億円、%)

	令和8年度上半期		令和7年度上半期			
	件数	共済掛金	件数	共済掛金		
				前年同期比	前年同期比	前年同期比
火災共済	523	45	518	99.0	45	99.5
自動車共済	4,010	1,312	4,035	100.8	1,338	101.8
傷害共済	4,178	27	3,977	95.2	28	95.3
団体定期生命共済	110	120	110	100.0	127	105.8
自賠責共済	1,584	190	1,818	108.5	198	103.8
その他短期共済	237	53	231	97.2	54	101.8
合計	10,823	1,750	10,491	98.8	1,788	102.1

(注1)「共済掛金」は、連合会が収納する共済掛金です。

(注2)「その他短期共済」は、団体建物火災共済、定期定期生命共済および賠償責任共済の合計です。

## (2) 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

	令和8年度末		令和7年度上半期末			
	件数	金額	件数	金額		
				前年度末比	前年度末比	前年度末比
生命総合共済	17,881	744,428	17,595	99.5	718,582	98.5
建物更生共済	8,910	1,359,583	8,818	99.0	1,352,843	99.5
生命・建物更生共済合計	26,792	2,104,012	26,414	99.3	2,071,225	98.4
年金共済	3,847	21,724	3,812	99.0	21,440	98.7
財産形成貯蓄共済	9	101	9	100.5	98	97.1

(注)「金額」は、「生命・建物更生共済」および「財産形成貯蓄共済」は保障共済金額、「年金共済」は年金年額の実績です。

## (3) 解約・失効の状況(長期共済)

(単位:%)

	令和6年度上半期	令和7年度上半期	
			前年同期との差異
解約・失効率	1.39	1.37	△ 0.02
解約率	1.22	1.22	0.00

(注) 解約・失効率は、(解約+失効+減額(保障金額のみ)-復活)÷(期首契約+過年度新契約+月払新契約)により算出しています。

## (4) 主要収支項目

(単位:億円、%)

	令和6年度上半期	令和7年度上半期	
			前年同期比
受入共済掛金	21,704	22,230	102.4
支払共済金	18,337	17,991	98.1
財産運用収益	5,398	7,213	133.6
財産運用費用	2,860	3,211	112.3

## (5) 資産の状況

(単位:億円、%)

	令和6年度末	令和7年度上半期末	
			前年度末比
総資産	574,189	579,053	100.8
うち運用資産	553,267	560,708	101.3

## 2. 基礎利益

(単位:億円)

	令和6年度上半期	令和7年度上半期	前年同期差
基礎利益	2,836	3,576	739
(うち費差損益)	403	381	△ 21
(うち利差損益)	681	1,148	466
(うち危険差損益)	1,751	2,046	294

(注) 基礎利益とは、共済事業本来の期間損益を示す指標で、具体的には、損益計算書の「経常利益」から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」および異常危険準備金取崩額などの「臨時損益」を除いて算出しています。共済事業は、長期間にわたって契約者への保障を確実に履行するために、共済掛金(予定事業費率、予定利率、予定死亡・予定危険率)の設定にあたって、あらかじめ将来のリスクに備えて適度の安全性を確保しています。そのため、この予定の率と決算による実績との差額が発生することになります。

## 3. 実質純資産額

(単位:億円)

	令和6年度末	令和7年度上半期末	前年度末差
実質純資産額	102,896	99,093	△ 3,803
対総資産比率	17.9%	17.1%	△ 0.8%

(注) 実質純資産額とは、実質的な債務超過かどうかを判定するための基準です。具体的には、「時価評価した資産の額」から「負債から自己資本とみなされるもの(異常危険準備金、価格変動準備金など)を除いた額」を控除して算出しています。

## 4. 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率の明細

(単位:億円)

	令和6年度末	令和7年度上半期末
(1) 支払余力の総額 ( = ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧ )	132,144	142,332
① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、評価・換算差額等合計を除く)	32,855	34,408
② 価格変動準備金	12,149	12,009
③ 異常危険準備金	33,712	34,340
④ 一般貸倒引当金	18	32
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)の90%(負債の場合は100%)	18,809	28,158
⑥ 土地の含み損益の85%(負債の場合は100%)	1,493	1,505
⑦ 上記に準ずるものの額	33,875	34,448
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-)	587	587
(2) リスクの合計額 ( = [ (R <sub>1</sub> ) <sup>2</sup> + (R <sub>2</sub> + R <sub>4</sub> ) <sup>2</sup> ] <sup>1/2</sup> + R <sub>3</sub> + R <sub>5</sub> )	26,056	27,213
R <sub>1</sub> 一般共済リスク相当額	1,884	1,983
R <sub>2</sub> 巨大災害リスク相当額	12,889	13,089
R <sub>3</sub> 予定利率リスク相当額	750	730
R <sub>4</sub> 財産運用リスク相当額	11,721	12,870
R <sub>5</sub> 経営管理リスク相当額	545	589
(3) 支払余力比率 ( = (1) / ( (2) × 1/2 ) × 100 )	1,014.3%	1,046.0%

(注) JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。

## 5. 上半期貸借対照表

(単位:百万円、%)

科 目	令和6年度末要約貸借対照表 (令和7年3月31日現在)		令和7年度上半期末 (令和7年9月30日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)				
現 金	-	-	0	0.0
預 金	615,083	1.1	694,937	1.2
コ ー ル ロ ー ン	-	-	525,000	0.9
金 銭 の 信 託	256,427	0.4	217,689	0.4
金 銭 債 権	5,569	0.0	5,046	0.0
有 価 証 券	53,740,871	93.6	53,946,114	93.2
(うち国債)	38,062,133	69.3	37,315,208	64.4
(うち地方債)	2,159,299	3.8	2,185,807	3.8
(うち社債)	1,150,255	2.0	1,084,357	1.8
(うち外国証券)	7,089,438	12.3	7,407,789	12.8
(うち株式)	2,031,329	3.5	2,328,814	4.0
貸 付 金	426,464	0.7	400,404	0.7
共 済 契 約 貸 付	87,025	0.2	88,533	0.2
一 般 貸 付	271,151	0.5	247,408	0.4
そ の 他 の 貸 付	68,288	0.1	64,468	0.1
運 用 不 動 産	282,327	0.5	281,682	0.5
未 収 共 済 掛 金	209,071	0.4	220,339	0.4
未 収 再 保 険 勘 定	11,072	0.0	11,599	0.0
そ の 他 の 資 産	209,634	0.4	185,365	0.3
(うち未収運付法人税等)	3,898	0.0	-	-
業 務 用 固 定 資 産	143,607	0.3	134,599	0.2
資 本 貸 付 金	200,000	0.3	200,000	0.3
外 部 出 資	110,003	0.2	111,028	0.2
繰 延 税 金 資 産	1,210,991	2.1	974,919	1.7
貸 倒 引 当 金	△ 1,942	△ 0.0	△ 3,208	△ 0.0
外 部 出 資 等 損 失 引 当 金	△ 200	△ 0.0	△ 200	△ 0.0
資 産 の 部 合 計	57,418,982	100.0	57,905,316	100.0
(負債の部)				
共 済 契 約 準 備 金	51,011,985	88.8	50,676,751	87.5
支 払 準 備 金	844,533	1.6	828,322	1.6
責 任 準 備 金	49,508,589	89.2	49,213,728	85.0
契 約 者 割 戻 準 備 金	580,882	1.0	538,700	0.9
未 払 再 保 険 勘 定	7,503	0.0	10,034	0.0
代 理 店 勘 定	124	0.0	103	0.0
共 済 資 産	5,429	0.0	1,658	0.0
そ の 他 の 負 債	344,363	0.6	544,235	0.9
(うち未払法人税等)	-	-	50,878	0.1
諸 引 当 金	41,978	0.1	41,105	0.1
(うち退職給付引当金)	38,782	0.1	37,804	0.1
価 格 変 動 準 備 金	1,214,911	2.1	1,200,931	2.1
負 債 の 部 合 計	52,626,295	91.7	52,474,820	90.6
(純資産の部)				
出 資	756,537	1.3	756,537	1.3
利 益 剰 余 金	2,560,230	4.5	2,724,425	4.7
利 益 準 備 金	485,825	0.8	523,088	0.9
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,084,804	3.8	2,201,331	3.8
特 別 危 険 積 立 金	139,798	0.2	140,298	0.2
災 害 救 援 積 立 金	29,894	0.1	29,974	0.1
共 済 契 約 特 別 積 立 金	1,473,701	2.6	1,489,071	2.6
交 通 事 故 対 策 基 金	84,533	0.1	84,885	0.1
経 営 基 盤 整 備 積 立 金	19,558	0.0	127,288	0.2
地 域 ・ 農 業 活 性 化 積 立 金	81,580	0.1	59,412	0.1
中 間 未 処 分 剰 余 金	275,540	0.5	280,824	0.5
(うち中間剰余金)	137,339	0.2	185,458	0.3
会 員 資 本 合 計	3,316,767	5.8	3,480,962	6.0
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,480,048	2.6	1,955,753	3.4
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 4,129	△ 0.0	△ 6,219	△ 0.0
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,475,919	2.6	1,949,534	3.4
純 資 産 の 部 合 計	4,792,686	8.3	5,430,496	9.4
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	57,418,982	100.0	57,905,316	100.0

(注) 令和8年度末要約貸借対照表の中間未処分剰余金、中間剰余金は、それぞれ当期未処分剰余金、当期剰余金を記載しております。

## 6. 上半期損益計算書

(単位:百万円、%)

科 目	令和6年度上半期 令和6年4月1日から 令和6年9月30日まで		令和7年度上半期 令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	
	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	2,960,498	100.0	3,293,466	100.0
直接事業収益	2,176,133		2,229,203	
(うち受入共済掛金)	2,170,484		2,223,041	
(うち再保険金)	217		382	
共済契約準備金戻入額	241,456		339,940	
支払備金戻入額	83,773		18,210	
責任準備金戻入額	130,022		292,861	
契約者割戻準備金戻入額	27,659		28,868	
財産運用収益	539,848		721,348	
(うち利息及び配当金収入)	438,244		484,331	
(うち金銭の信託運用益)	-		129,372	
(うち有価証券売却益)	60,651		106,878	
(うち金融派生商品収益)	40,202		-	
(うちその他の運用収益)	750		764	
その他経常収益	3,059		2,973	
経 常 費 用	2,896,773	97.8	3,047,138	92.5
直接事業費用	2,505,785		2,617,128	
(うち支払払戻金)	24,371		29,224	
(うち支払返戻金)	585,098		728,515	
(うち支払共済金)	1,833,799		1,799,128	
(うち支払割戻金)	27,427		28,824	
共済契約準備金繰入額	4,725		4,706	
割戻金据置利息繰入額	4,725		4,706	
財産運用費用	286,016		321,181	
(うち金銭の信託運用費)	42		-	
(うち有価証券売却損)	107,176		138,369	
(うち金融派生商品費用)	-		110,741	
(うちその他の運用費用)	173,763		65,371	
(うち貸倒引当金繰入額)	-		1,513	
事業普及費用	7,093		7,894	
事業管理費用	55,663		56,269	
その他経常費用	37,488		39,958	
経 常 利 益	63,725	2.2	246,327	7.5
特 別 利 益	157,649	5.3	13,980	0.4
特 別 損 失	945	0.0	201	0.0
税 引 前 中 間 剰 余	220,429	7.4	260,107	7.9
法 人 税 等 合 計	54,149	1.8	64,651	2.0
中 間 剰 余 金	166,280	5.6	195,456	5.9

## 7. 上半期注記事項

### 1. 上半期貸借対照表関係

#### 1. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、上半期末時点において、共済契約上の責任が開始している契約について、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、「農業協同組合法」第11条の32の規定に基づき、共済掛金及び責任準備金の算出方法書（「農業協同組合法」第11条の17第1項及び第2項）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

#### 2. 責任準備金対応債券

生命総合共済及び建物更生共済の当上半期末の保有契約から発生すると予測される支出額（共済金・事業費等）のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度を表す指標）と、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額及び責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理しております。

#### 3. 貸付有価証券

消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、7,469,078百万円であります。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、上半期末日の為替相場により円換算しております。但し、海外子会社株式については、取得時の為替相場により円換算しております。

#### 5. 農協法等開示債権の状況

債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」並びに「貸付条件緩和債権」の合計額は10,673百万円であります。なお、内訳については以下のとおりであります。

##### (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。

なお、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

##### (2) 債権のうち、危険債権額はありません。

なお、「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権であります。

##### (3) 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に該当しないものであります。

##### (4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,673百万円であります。

なお、「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」に該当しないものであります。

#### 6. 特別勘定の資産及び負債

「農業協同組合法」第11条の37に規定する特別勘定（確定拠出年金共済）の資産の額は41百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

## Ⅱ. 上半期損益計算書関係

### 1. 減損損失

当上半期における固定資産の減損損失に関する事項は、以下のとおりであります。

#### (1) 資産のグルーピング方法

共済事業の用に供している不動産等については、共済事業全体で1つの資産グループとしております。

また、共済事業の用に供していない賃貸用不動産及び遊休資産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数 (件)	減損損失(百万円)		
		土地	建物等	計
賃貸用不動産	-	-	-	-
遊休資産等	3	0	1	1
合計	3	0	1	1

#### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸用不動産については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休資産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算した評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

## 8. 運用資産の詳細

## (1) 運用資産の構成

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末		令和7年度上半期末	
	金額	構成比	金額	構成比
現金・預金	8,150	1.1	8,949	1.2
コールローン	-	-	5,250	0.8
金銭の信託	2,584	0.5	2,178	0.4
金銭債権	55	0.0	50	0.0
有価証券	557,408	97.1	539,481	98.2
公社債	424,044	78.8	418,815	74.3
外国証券	70,894	12.8	74,077	13.2
株式	20,313	3.7	23,288	4.1
その他の有価証券	22,357	4.0	25,299	4.5
貸付金	4,284	0.8	4,004	0.7
共済契約貸付	870	0.2	885	0.2
一般貸付	2,711	0.5	2,474	0.4
その他の貸付	882	0.1	844	0.1
運用不動産	2,823	0.5	2,818	0.5
運用資産合計	553,267	100.0	560,708	100.0

(注1) 一般貸付は、貸付金から取立不能見込額(令和7年度上半期末および令和8年度末は該当しません。)を減額した後の金額です。

(注2) 上記には、特別勘定にかかる資産を含めて表示しております。(令和7年度上半期末：41百万円、令和8年度末：48百万円)

## (2) 有価証券の時価情報

## ① 売買目的有価証券

(単位: 億円)

区 分	令和6年度末		令和7年度上半期末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	-	-	-	-

(注) 上記の金額には特別勘定にかかる有価証券は含んでいません。

## ② 売買目的有価証券以外

(単位: 億円)

区 分	令和6年度末					令和7年度上半期末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			差益	差損	差損			差益	差損	差損
責任準備金対応債券	352,795	309,870	△ 22,824	4,904	27,729	327,148	283,353	△ 33,794	3,039	38,834
満期保有目的の債券	33,549	34,571	1,022	1,951	329	33,540	33,234	△ 305	734	1,040
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	151,353	170,813	19,459	31,184	11,725	150,884	178,518	27,634	40,809	13,175
公 社 債	88,527	57,898	△ 8,828	278	9,107	87,787	58,127	△ 11,840	183	11,833
外 国 証 券	80,907	70,894	9,788	12,034	2,247	58,878	74,077	15,200	16,347	1,147
外 債	29,230	27,704	△ 1,525	81	1,588	27,388	28,842	△ 744	111	855
外国株式等	31,676	42,989	11,312	11,973	860	31,490	47,435	15,945	16,236	291
株 式	8,261	20,313	12,051	12,221	169	8,775	23,288	14,492	14,541	48
その他の有価証券	15,802	22,051	8,449	8,849	200	15,415	24,995	9,580	9,728	148
譲渡性預金証券等	54	55	0	0	0	49	50	0	0	0
合 計	517,699	515,355	△ 2,343	37,441	39,784	511,573	505,106	△ 6,466	44,584	51,050
公 社 債	432,872	402,241	△ 30,831	8,535	37,187	428,458	382,714	△ 45,741	3,987	49,708
外 国 証 券	80,907	70,894	9,788	12,034	2,247	58,878	74,077	15,200	16,347	1,147
外 債	29,230	27,704	△ 1,525	81	1,588	27,388	28,842	△ 744	111	855
外国株式等	31,676	42,989	11,312	11,973	860	31,490	47,435	15,945	16,236	291
株 式	8,261	20,313	12,051	12,221	169	8,775	23,288	14,492	14,541	48
その他の有価証券	15,802	22,051	8,449	8,849	200	15,415	24,995	9,580	9,728	148
譲渡性預金証券等	54	55	0	0	0	49	50	0	0	0

(注) 有価証券のほか、譲渡性預金証券、コマーシャルペーパーなどの金融債権を含んでいます。

## ③ 市場価格のない株式等

(単位: 億円)

区 分	令和6年度末	令和7年度上半期末
	帳簿価額	帳簿価額
子会社・関連会社株式	-	-
その他有価証券	305	303
外 国 証 券	-	-
外 国 株 式 等	-	-
株 式	-	-
その他の有価証券	305	303
合 計	305	303

## (3) 金銭の信託の時価情報

## ① 金銭の信託

(単位:億円)

区 分	令和8年度末			令和7年度上半期末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 損 益	貸借対照表計上額	時 価	差 損 益
金 銭 の 信 託	2,584	2,584	-	2,178	2,178	-

## ② 売買目的有価証券の金銭の信託

(単位:億円)

区 分	令和6年度末		令和7年度上半期末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	157	-	157	-

## ③ 満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、その他有価証券の金銭の信託

(単位:億円)

区 分	令和8年度末			令和7年度上半期末		
	帳簿価額	時 価	差 損 益	帳簿価額	時 価	差 損 益
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	1,189	2,407	1,217	589	2,019	1,430

**独立監査人の中間監査報告書**

2026年3月25日

全共連第4回劣後ローン流動化株式会社  
代表取締役 関口 陽平 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士  
鴨下 裕嗣

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている全共連第4回劣後ローン流動化株式会社の2025年7月31日から2026年6月30日までの第1期事業年度の中間会計期間(2025年7月31日から2025年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、全共連第4回劣後ローン流動化株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2025年7月31日から2025年12月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( 1 ) 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - ( 2 ) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。